

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	発 行 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号
	発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次

条 例	ページ
◎高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例	8
◎高知県行政不服審査法関係手数料徴収条例	8
◎高知県職員の退職管理に関する条例	10
◎高知県国民健康保険財政安定化基金条例	10
◎高知県産業人材定着支援基金条例	10
◎高知県夢・志チャレンジ基金条例	12
◎高知県褐毛和種高知系受精卵移植用乳用牛貸付け条例	13
◎高知県情報公開条例等の一部を改正する条例	14
◎知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例	18
◎職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	18
◎公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例	23
◎議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例	23
◎高知県職員等こころざし特例基金条例の一部を改正する条例	24
◎高知県税条例の一部を改正する条例	24
◎高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	26
◎高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	27
◎高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例等の一部を改正する条例	27
◎高知県地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例	28
◎高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例	28
◎高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例	40
◎高知県興行場法施行条例の一部を改正する条例	40
◎高知県理容師法施行条例及び高知県美容師法施行条例の一部を改正する条例	40
◎高知県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	41
◎高知県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例及び高知県養護老人ホームの設備及び運営	

に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	41
◎高知県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	41
◎高知県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び高知県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	42
◎高知県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例	43
◎高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	43
◎高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	46
◎高知県立消費生活センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	46
◎高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	46
◎高知県建築審査会条例の一部を改正する条例	46
◎高知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	47
◎高知県立図書館協議会条例の一部を改正する条例	47
◎高知県立武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	47
◎高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例	47

## 公布された条例のあらまし

## ◆高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例(高知県条例第4号)

## 1 条例制定の目的

本県の厳しい経済状況及び財政状況を考慮し、議会の議長、副議長及び議員の議員報酬の月額並びに議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の月額を平成28年度の1年間、時限的に減額することとした。

## 2 主要な内容

(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの1年間において、議会の議長、副議長及び議員の議員報酬の月額並びに議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の月額について、次のとおり減額すること。ただし、期末手当の額は、高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(平成20年高知県条例第29号。以下「議員報酬条例」という。)の規定による額とすること。

区分	議員報酬条例の議員報酬及び地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和28年高知県条例第13号)の報酬の月額	減額後の議員報酬及び報酬の月額
議会の議長	900,000円	870,000円
議会の副議長	820,000円	800,000円
議会の議員	770,000円	760,000円
議会の議員の中から選任された監査委員	104,000円	103,000円

(2) 高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例(平成27年高知県条例第50号)は、廃止すること。(附則第2項)

## 3 施行期日

この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。

## ◆高知県行政不服審査法関係手数料徴収条例(高知県条例第5号)

## 1 条例制定の目的

行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の全部改正及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第69号)の施行による地方自治法(昭和22年法律第67号)等の一部改正等を考慮し、行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「法」という。)に規定する書面及び書類の写し、主張書面及び資料の写し並びに電磁的記録に記録された事項を記載した書面を交付する事務等に係る手数料の徴収について必要な事項を定めることとした。

## 2 主要な内容

(1) 法第38条第6項の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定に基づき書面若しくは書類の写し若しくは電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を

受けようとする者又は法第81条第3項において読み替えて準用する法第78条第1項の規定に基づき主張書面若しくは資料の写し若しくは電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を受けようとする者から書面等交付手数料を徴収することとする。 (第2条)

(2) 知事は、法第38条第6項の規定により読み替えて適用される同条第5項又は法第81条第3項において読み替えて準用する法第78条第5項の規定に基づき、経済的困難その他特別な理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。 (第3条)

(3) 手数料は、(1)の書面等の交付を受ける前に納付しなければならないこと。 (第4条)

(4) 法第38条の規定を読み替えて準用する法律に基づく書面等の交付に係る事務についても、同様に手数料を徴収することとする。 (第5条)

(5) 手数料の額については、次に掲げるとおりとすること。(別表)

ア 単色刷りのものは、用紙1枚(片面又は両面)につき10円

イ 多色刷りのものは、用紙1枚(片面又は両面)につき50円

## 3 施行期日

この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。

## ◆高知県職員の退職管理に関する条例(高知県条例第6号)

## 1 条例制定の目的

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律(平成26年法律第34号)の施行による地方公務員法(昭和25年法律第261号)の一部改正を考慮し、同法に定めるもののほか、職員の退職管理に関し必要な事項を定めることとした。

## 2 主要な内容

(1) 国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものに離職した日の5年前の日より前に就いていた者は、在職していた執行機関の組織等の役職員又は役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務であって当該職務に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならないこと。(第2条)

(2) 管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものに就いている職員であった者は、離職後2年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合(報酬を得るときに限る。)又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となったときその他人事委員会規則で定めるときを除き、人事委員会規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に人事委員会規則で定める事項を届け出なければならないこと。(第3条)

(3) (2)による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、過料に処すること。(第4条)

## 3 施行期日

この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。

## ◆高知県国民健康保険財政安定化基金条例(高知県条例第7号)

## 1 条例制定の目的

国民健康保険の財政の安定化を図るため、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成27年法律第31号)附則第6条第1項の規定に基づき、高知県国民健康保険財政安定化基金(以下「基金」という。)を設置することとした。

## 2 主要な内容

- (1) 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とすること。(第2条第1項)
- (2) 基金の運用から生ずる収益は、全て基金に積み立てるものとすること。(第2条第2項)
- (3) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならないこと。(第3条)
- (4) 知事は、平成30年4月1日以降において、国民健康保険の財政の安定化を図るための事業に要する経費に充てるため、基金を処分することができること。(第4条)

## 3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

## ◆高知県産業人材定着支援基金条例(高知県条例第8号)

## 1 条例制定の目的

大学等の在学中に独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)から無利息の学資金の貸与を受け、当該大学等を卒業後県内において就業している者に対し、機構への当該学資金の返還を支援することにより、将来における地域産業の中核的な担い手となる人材の確保に資するため、高知県産業人材定着支援基金(以下「基金」という。)を設置することとした。

## 2 主要な内容

- (1) 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とすること。(第2条第1項)
- (2) 基金の運用から生ずる収益は、全て基金に積み立てるものとすること。(第2条第2項)
- (3) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこと。(第3条)
- (4) 基金の設置の目的を達成するため行う事業であって、機構への学資金(第一種学資金に限る。以下同じ。)の返還を支援するための資金(以下「支援金」という。)を交付する事業に要する経費に充てるため、基金を処分することができること。(第4条)
- (5) 次の全ての要件を備えている者に対し、支援金を交付することができること。

## (第5条)

- ア 大学又はこれと同等以上の教育施設として規則で定めるもの(以下「大学等」という。)を卒業した者であること。
  - イ 大学等を卒業後6月以内に県内において就職をし、継続してその業に従事している者であること。
  - ウ 大学等の在学中に機構から学資金の貸与を受け、卒業後に機構へ継続して学資金を返還している者であること。
  - エ (7)により支援金の交付を受けることができる資格を有する者として知事が決定した者(以下「支援候補者」という。)であること。
- (6) 支援金の月額、支援金の交付を受ける者が就業期間内において機構へ返還した学資金の月額又は機構が定める返還想定月額のうちいずれか少ない方の額とし、(10)により交付する支援金の総額は、貸与を受けた学資金の総額の2分の1に相当する額又は25,000円に学資金の貸与を受けた月数を乗じて得た額のうちいずれか少ない方の額を限度とすること。(第6条)

- (7) 次の全ての要件を備えている者のうちから選考の上、支援候補者を決定するもの

とすること。(第7条)

ア 大学等を卒業し、引き続き又は卒業後6月以内に、県内において就職をしようとする者であること。

イ 大学等の在学中に学資金の貸与を受けた者であること。

ウ 大学等に在学中に修得した専門知識をいかし、県内産業の中核的な担い手となる人材として本県の発展に貢献することができると認められる者であること。

- (8) 支援候補者は、毎年度、就業状況及び機構への学資金の返還状況について、知事に報告しなければならないこと。(第8条)

- (9) 支援候補者の資格の取消しについて定めること。(第9条)

- (10) 知事は、支援候補者の就業期間が4年を経過した時点及び8年を経過した時点において、支援金を交付するものとすること。この場合における交付額は、(6)の支援金の月額に、4年を経過した時点では42月を、8年を経過した時点では48月をそれぞれ乗じて得た額とすること。(第10条)

- (11) 支援金の交付の取消しについて定めること。(第11条)

- (12) 支援金の交付を受けた者(以下「被交付者」という。)は、支援金の交付を取り消されたときは、直ちに交付を受けた支援金の全額を県に返還しなければならないこと。(第12条)

- (13) 被交付者は、支援金を返還すべき日までに返還しなかったときは、延滞利息を支払わなければならないこと。(第13条)

- (14) 知事は、支援候補者又は被交付者の就業状況、学資金の返還状況等について調査することができること。(第14条)

## 3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

## ◆高知県夢・志チャレンジ基金条例(高知県条例第9号)

## 1 条例制定の目的

国及び社会の発展に大きく貢献することができる有為な人材を育成することを目的とし、学業成績が極めて優秀で、大学における修学に要する費用の支弁が困難な学生に対し、高知県夢・志チャレンジ育英資金(以下「育英資金」という。)を給付するため、篤志家からの寄附金を原資として、高知県夢・志チャレンジ基金(以下「基金」という。)を設置することとした。

## 2 主要な内容

- (1) 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とすること。(第2条第1項)

- (2) 基金の運用から生ずる収益は、全て基金に積み立てるものとすること。(第2条第2項)

- (3) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこと。(第3条)

- (4) 基金の設置の目的を達成するため行う事業であって、育英資金を給付する事業に要する経費に充てるため、基金を処分することができること。(第4条)

- (5) 育英資金として給付する額は、入学一時金として30万円及び奨学金として月額6万円とし、給付期間は、4年を限度とすること。(第5条)

- (6) 次の全ての要件を備えている者のうちから選考の上、育英資金の給付を受ける者(以下「奨学生」という。)を決定するものとすること。(第6条)

ア その保護者が県内に住所を有していること。

イ 県内の高等学校を卒業し、引き続き、当該年度において、大学に入学し、在学し

ていること。

ウ 学業成績が極めて優秀であること。

エ 経済的理由により大学における修学が困難であると認められること。

(7) 奨学生は、毎年度、大学における修学状況について、知事に報告しなければならないこと。(第7条)

(8) 奨学生の資格の取消し等について定めること。(第8条)

(9) 育英資金の給付の取消しについて定めること。(第9条)

(10) 奨学生は、育英資金の給付を取り消されたときは、直ちに給付を受けた育英資金の全額を県に返還しなければならないこと。(第10条)

(11) 奨学生は、育英資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、延滞利子を支払わなければならないこと。(第11条)

(12) 知事は、奨学生の修学状況等について調査することができること。(第12条)

### 3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

#### ◆高知県褐毛和種高知系受精卵移植用乳用牛貸付け条例（高知県条例第10号）

##### 1 条例制定の目的

褐毛和種高知系の増頭及び県内の酪農の振興を図るため、褐毛和種高知系の受精卵を移植した乳用牛の無償での貸付け、当該乳用牛から分べんされた褐毛和種高知系の子牛の納付等、当該乳用牛に対する分べん後の褐毛和種高知系の受精卵の移植、当該乳用牛の譲与等に関し必要な事項を定めることとした。

##### 2 主要な内容

(1) 知事は、乳用牛の飼養管理に関し十分な経験を有すると認める酪農家であって、農業災害補償法（昭和22年法律第185号）第83条第1項第3号に掲げる家畜共済に加入しており、かつ、次のいずれかに該当するものに対し、褐毛和種高知系の受精卵を移植した乳用牛を貸し付けることができること。(第2条第1項)

ア 家畜の改良及び増殖を図るため畜産の振興計画を策定した市町村内において酪農を行っている酪農家

イ 乳用牛群検定に加入している酪農家

ウ その他知事が特に認めた酪農家

(2) 知事は、乳用牛の貸付けについて条件を付することができること。(第2条第2項)

(3) 乳用牛の貸付期間は、原則として4年以内とすること。(第3条)

(4) 乳用牛の貸付けの取消し等について定めること。(第4条)

(5) 乳用牛の借受人は、(3)の貸付期間（以下「貸付期間」という。）内においては、次に掲げる義務を負うこと。(第5条)

ア 貸付けを受けた乳用牛（以下「貸付乳用牛」という。）に対する交配において、県の負担で、褐毛和種高知系の受精卵の移植を行わなければならないこと。

イ 貸付乳用牛に褐毛和種高知系の受精卵の移植を行ったとき等は、知事に報告しなければならないこと。

ウ 貸付乳用牛から分べんされた褐毛和種高知系の子牛のうち、2頭目までについては知事に納付し、3頭目以降については知事に時価で売り渡さなければならないこと。

(6) 貸付期間中の貸付乳用牛の果実は、借受人に帰属すること。(第6条)

(7) 借受人は、貸付期間内においては、貸付乳用牛について事故が発生したときは、直ちに知事に報告しなければならないこと。(第7条)

(8) (7)の事故が借受人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、借受人は、県に対し、その損害を賠償しなければならないこと。(第8条)

(9) 貸付乳用牛の譲与等について定めること。(第9条及び第10条)

(10) 褐毛和種高知系の受精卵を移植した乳用牛の引渡し等は、知事が指定する期日及び場所において行うものとする。(第11条)

(11) 借受人は、次に掲げる費用を負担しなければならないこと。(第12条)

ア 貸付乳用牛及び子牛の飼養管理並びにこれに附帯する費用

イ (10)の乳用牛の引渡し等に要する費用

(12) 知事は、貸付乳用牛について随時検査を行い、借受人に対し、必要な指導又は指示を行うことができること。(第13条)

### 3 施行期日

この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。

#### ◆高知県情報公開条例等の一部を改正する条例（高知県条例第11号）

##### 1 条例改正の目的

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の全部改正及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第69号）の施行による情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成15年法律第60号）等の一部改正を考慮し、関係条例について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく新たな審査請求、行政不服審査会等の制度に準ずるよう必要な規定を追加するとともに、同法の引用規定の整理等を行うこととした。

##### 2 施行期日

この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。

#### ◆知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第12号）

##### 1 条例改正の目的

本県の厳しい経済状況及び財政状況を考慮し、知事、副知事、教育長その他の常勤の特別職の職員の給料月額を平成28年度の1年間、時限的に減額することとした。

##### 2 主要な内容

平成28年4月1日から平成29年3月31日までの1年間において、知事、副知事、教育長その他の常勤の特別職の職員の給料月額について、次のとおり給料の減額を行うこと。ただし、手当の額は、知事等の給与、旅費等に関する条例（以下「知事等の条例」という。）の規定による額とすること。

区分	知事等の条例の給料月額	減額後の給料月額 (括弧内は、減額率)
知事	1,220,000円	(20%) 976,000円
副知事	940,000円	(7%) 874,200円
常勤の人事委員会委員	610,000円	(5%) 579,500円
常勤の監査委員	610,000円	(5%) 579,500円
教育長	780,000円	(5%) 741,000円

## 3 施行期日

この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。

## ◆職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（高知県条例第13号）

## 1 条例改正の目的

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）の施行による地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正等に伴い、関係条例について同法の引用規定の整理等を行うこととした。

## 2 施行期日

この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。

## ◆公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第14号）

## 1 条例改正の目的

特別の法律により設立された法人である地方公共団体金融機構に職員を派遣することができることとするよう必要な改正を行うこととした。

## 2 施行期日

この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。

## ◆議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第15号）

## 1 条例改正の目的

地方公務員災害補償法施行令（昭和42年政令第274号）の一部改正等を考慮し、傷病補償年金と障害厚生年金等とが支給される場合及び休業補償と障害厚生年金等とが支給される場合の調整率について必要な改正を行うこととし、併せて関係規定の整備を行うこととした。

## 2 施行期日

この条例は、一部の改正規定を除き、平成28年4月1日から施行することとした。

## ◆高知県職員等ところざし特例基金条例の一部を改正する条例（高知県条例第16号）

## 1 条例改正の目的

高知県南海トラフ地震対策行動計画が3年間延長されることに合わせて、基金の設置期間を延長することとした。

## 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

## ◆高知県税条例の一部を改正する条例（高知県条例第17号）

## 1 条例改正の目的

地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）の施行による地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正等を考慮し、条例で定めることとされた県税の猶予制度に係る規定について、国税の猶予制度の取扱いに準じて追加することとし、併せて大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）の一部改正に伴う同法の引用規定の整理を行うこととした。

## 2 施行期日

この条例は、一部の改正規定を除き、平成28年4月1日から施行することとした。

## ◆高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第18号）

## 1 条例改正の目的

知事の権限に属する事務のうち、水道法（昭和32年法律第177号）に基づく事務を新たに協議の調った村が処理することができることとするとともに、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成27年法

律第50号）及び農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）の施行による農地法（昭和27年法律第229号）の一部改正に伴い、町が処理することができる農地の転用の許可等に係る面積要件を引き上げるほか、同法の引用規定の整理等を行うこととした。

## 2 施行期日

この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。

## ◆高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（高知県条例第19号）

## 1 条例改正の目的

県民の利便の増進及び行政事務の効率化を図るため、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき条例で定めることにより県が本人確認情報を利用することができる事務を追加することとするとともに、住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令（平成14年総務省令第13号）が一部改正されたことに伴い、同法に基づき県が本人確認情報を利用することができることとなった地方税の賦課徴収等に関する事務に係る規定を削除することとした。

## 2 施行期日

この条例は、一部の改正規定を除き、公布の日から施行することとした。

## ◆高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例等の一部を改正する条例（高知県条例第20号）

## 1 条例改正の目的

学校教育法等の一部を改正する法律（平成27年法律第46号）の施行により学校教育法（昭和22年法律第26号）が一部改正され、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため小中一貫教育を実施することを目的とする義務教育学校の制度が設けられるとともに、県内での義務教育学校の設置が予定されていることを考慮し、関係条例について義務教育学校を追加する等必要な改正を行うこととした。

## 2 施行期日

この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。

## ◆高知県地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例（高知県条例第21号）

## 1 条例改正の目的

地域医療再生臨時特例基金事業の実施に係る国の通知が一部改正されたことを考慮し、基金を解散する前において、厚生労働大臣に報告し、その指示を受けて、基金の一部を国庫に返還することができることとするよう必要な改正を行うこととした。

## 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

## ◆高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例（高知県条例第22号）

## 1 条例改正の目的

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）の施行による農産物検査法（昭和26年法律第144号）の一部改正等に伴う知事への権限移譲を考慮し、農産物検査を行う登録検査機関の登録、登録の更新及び変更登録の申請に対する審査に係る手数料を新たに徴収することとするとともに、長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成21年2月国土交通省告示第209号）の一部改正により、長期優良住宅建築等計画の認定対象建築物の適用範囲に増改築する住宅が追加されることに伴う当該住宅に係る当該計画の認定及び変更の認定の申請に対する審査に係る手数料並びに建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）の施行により、エネルギー消費性能の向上に資する建築物の新築等をしようとする者が建築物エネルギー消費性能向上計画を作

成し、その認定を受けることとなること等に伴う当該計画の認定及び変更の認定の申請に対する審査等に係る手数料を新たに徴収することとし、併せて歯科技工士法施行規則及び歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第165号）の施行による歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第51号）の一部改正により、経過措置として県が行っている歯科技工士国家試験合格証明書書の交付に係る事務が廃止されることに伴い、当該事務に係る手数料の規定を廃止することとした。

## 2 施行期日

この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。

### ◆高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例（高知県条例第23号）

#### 1 条例改正の目的

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）の規定により厚生労働大臣が2年ごとに定める財政安定化基金拠出率が改定されることに伴い、県が高知県後期高齢者医療広域連合から徴収する財政安定化基金拠出金の額の算定に必要な当該財政安定化基金拠出率を標準として定める割合を改定することとした。

## 2 施行期日

この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。

### ◆高知県興行場法施行条例の一部を改正する条例（高知県条例第24号）

#### 1 条例改正の目的

興行場の設置の場所又は構造設備についての公衆衛生上必要な基準に係る国の通知が一部改正されたことを考慮し、興行場の便所について便器の数の割合を男女の待ち時間の均等化が図られるように設置させることとするとともに、興行場への喫煙所の設置義務を廃止する等必要な改正をすることとした。

## 2 施行期日

この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。

### ◆高知県理容師法施行条例及び高知県美容師法施行条例の一部を改正する条例（高知県条例第25号）

#### 1 条例改正の目的

理容師法の運用に係る国の通知の一部改正により、理容所及び美容所に必要な衛生上の要件をいずれも満たし、かつ、施術者全員が理容師及び美容師の双方の資格を有している事業所に限り、理容所及び美容所を同一の場所において開設することが可能とされることに伴い、条例で定める理容所及び美容所において講ずべき衛生上必要な措置について必要な改正をすることとした。

## 2 施行期日

この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。

### ◆高知県介護保険関係手数料徴収条例の一部を改正する条例（高知県条例第26号）

#### 1 条例改正の目的

国の「介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質向上と今後のあり方に関する検討会」からの提言等を踏まえ、厚生労働大臣が定める介護支援専門員等に係る研修の基準（平成18年3月厚生労働省告示第218号）等が一部改正されることを考慮し、介護支援専門員実務研修事務手数料、介護支援専門員再研修事務手数料及び介護支援専門員更新研修事務手数料の額を改定するとともに、県が新たに行うこととなる主任介護支援専門員更新研修について、その実施の事務に係る手数料を徴収することとする等必要な改正をすることとした。

## 2 施行期日

この条例は、一部の改正規定を除き、平成28年4月1日から施行することとした。

### ◆高知県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例及び高知県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（高知県条例第27号）

#### 1 条例改正の目的

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成28年厚生労働省令第14号）の施行による養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）及び軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）の一部改正に伴い、介護保険法（平成9年法律第123号）の引用規定の整理をすることとした。

## 2 施行期日

この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。

### ◆高知県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（高知県条例第28号）

#### 1 条例改正の目的

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成28年厚生労働省令第14号）の施行による特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）の一部改正に伴い、地域密着型特別養護老人ホームに指定地域密着型通所介護事業所が併設される場合の職員配置の基準の特例を定めるとともに、介護保険法（平成9年法律第123号）の引用規定の整理をすることとした。

## 2 施行期日

この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。

### ◆高知県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び高知県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（高知県条例第29号）

#### 1 条例改正の目的

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成28年厚生労働省令第14号）の施行による指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）附則第4条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第5条による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正を考慮し、地域密着型サービスに移行する指定療養通所介護の事業に関する基準に係る規定等を削除することとするとともに、地域密着型通所介護の事業が開始されることに伴う基準の整備をすることとした。

## 2 施行期日

この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。

### ◆高知県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例（高知県条例第30号）

#### 1 条例改正の目的

社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金事業が平成28年6月末で完了する見込みとなっ

たため、改めて基金の解散期日を定めることとした。

## 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

### ◆高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(高知県条例第31号)

#### 1 条例改正の目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成28年厚生労働省令第6号)及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成28年厚生労働省令第14号)の施行による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)の一部改正を考慮し、指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例について必要な改正をするとともに、地域密着型通所介護の事業が開始されることに伴う基準の整備をすることとし、併せて学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成28年厚生労働省令第12号)の施行による児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正を考慮し、指定児童発達支援事業者が必要な援助を行うよう努めなければならない施設として、学校教育法(昭和22年法律第26号)の一部改正により新たに設けられる義務教育学校の前期課程を加えることとした。

#### 2 施行期日

この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。

### ◆高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(高知県条例第32号)

#### 1 条例改正の目的

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成28年厚生労働省令第12号)の施行による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)の一部改正等に伴い、児童福祉施設に置かなければならない職員の資格として、学校教育法(昭和22年法律第26号)の一部改正により新たに設けられる義務教育学校の教諭となる資格を加えることとする等必要な改正をすることとした。

#### 2 施行期日

この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。

### ◆高知県立消費生活センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(高知県条例第33号)

#### 1 条例改正の目的

不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律(平成26年法律第71号)の施行による消費者安全法(平成21年法律第50号)の一部改正等を考慮し、同法に基づく消費生活センターの組織及び運営等に関する事項を定めるとともに、同法の引用規定の整理等を行うこととした。

#### 2 施行期日

この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。

### ◆高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(高知県条例第34

号)

#### 1 条例改正の目的

職業能力開発促進法施行令(昭和44年政令第258号)の一部改正に伴い、同令の引用規定の整理を行うこととした。

#### 2 施行期日

この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。

### ◆高知県建築審査会条例の一部を改正する条例(高知県条例第35号)

#### 1 条例改正の目的

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第69号)及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成27年法律第50号)の施行による建築基準法(昭和25年法律第201号)の一部改正等に伴い、高知県建築審査会の委員の任期等に関する規定の追加等を行うこととした。

#### 2 施行期日

この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。

### ◆高知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(高知県条例第36号)

#### 1 条例改正の目的

電気事業における風力発電所のうち野市風力発電所について、老朽化等に伴い廃止することとした。

#### 2 施行期日

この条例は、規則で定める日から施行することとした。

### ◆高知県立図書館協議会条例の一部を改正する条例(高知県条例第37号)

#### 1 条例改正の目的

新図書館の整備に伴い、高知県立図書館と高知市立市民図書館本館との一体的な運営を図るため、両図書館の図書館協議会の委員を兼ねさせることとし、委員の定数を増員することとした。

#### 2 施行期日

この条例は、平成28年5月1日から施行することとした。

### ◆高知県立武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(高知県条例第38号)

#### 1 条例改正の目的

利用者からの要望等を踏まえ、高知県立武道館分館(弓道場)について、学生以外の個人による1月単位の利用を認めることとし、その利用料金の基準額及び使用料の額を設定することとした。

#### 2 施行期日

この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。

### ◆高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例(高知県条例第39号)

#### 1 条例改正の目的

地方警察官の定員の基準を定めた警察法施行令(昭和29年政令第151号)が一部改正されることに伴い、警察官の階級別定員を改めることとした。

#### 2 施行期日

この条例は、規則で定める日から施行することとした。

-----  
条 例  
-----

高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例をここに公布する。

平成28年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第4号**

**高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例**

議会の議長、副議長及び議員に係る平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における議員報酬の月額並びに議会の議員の中から選任された監査委員に係る特例期間における報酬の月額は、高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年高知県条例第29号）第2条第1項及び別表並びに地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和28年高知県条例第13号）第2条第1項の規定にかかわらず、議会の議長にあっては「870,000円」と、議会の副議長にあっては「800,000円」と、議会の議員にあっては「760,000円」と、議会の議員の中から選任された監査委員にあっては「103,000円」とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬月額は、同表に定める額とする。

**附 則**

（施行期日）

- この条例は、平成28年4月1日から施行する。  
（高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例の廃止）
- 高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例（平成27年高知県条例第50号）は、廃止する。



高知県行政不服審査法関係手数料徴収条例をここに公布する。

平成28年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第5号**

**高知県行政不服審査法関係手数料徴収条例**

（趣旨）

**第1条** この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第38条第6項の規定により読み替えて適用される同条第4項（法第9条第3項の規定により読み替えて適用される法第38条第1項の規定により、審査庁が書面若しくは書類の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を行う場合（以下「審査庁が書面等の交付を行う場合」という。）を含む。）の規定に基づき徴収する法第38条第1項に規定する書面及び書類の写し並びに電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付に係る事務に係る手数料並びに法第81条第3項において読み替えて準用する法第78条第4項の規定に基づき徴収する同条第1項に規定する主張書面及び資料の写し並びに電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付に係る事務に係る手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

（書面等交付手数料）

**第2条** 法第38条第6項の規定により読み替えて適用される同条第1項（審査庁が書面等の交付を行う場合を含む。）の規定に基づき書面若しくは書類の写し若しくは電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を受けようとする者又は法第81条第3項において読み替えて準用する法第78条第1項の規定に基づき主張書面若しくは資料の写し若しくは電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を受けようとする者は、別表に定める額の書面等交付手数料を県に納付しなければならない。

（手数料の減免）

**第3条** 知事は、法第38条第6項の規定により読み替えて適用される同条第5項（審査庁が書面等の交付を行う場合を含む。）又は法第81条第3項において読み替えて準用する法第78条第5項の規定に基づき、経済的困難その他特別な理由があると認めるときは、前条の手数を減額し、又は免除することができる。

（手数料の納付の時期）

**第4条** 第2条の手数は、同条に規定する書面等の交付を受ける前に納付しなければならない。

（法を準用するものに係る手数料）

**第5条** 法第66条第1項又は次に掲げる規定において法第38条の規定を読み替えて準用する場合における手数料については、前3条の規定を準用する。

- 地方自治法（昭和22年法律第67号）第258条第1項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する地方自治法第86条第4項前段において準用する同法第74条の2第4項の規定に基づく異議の申出について適用される場合を含む。）
  - 土地改良法（昭和24年法律第195号）第9条第3項（同法第48条第9項（同法第84条において準用する場合を含む。）、第52条の3第2項（同法第53条の4第2項（同法第84条、第96条及び第96条の4第1項において準用する場合を含む。）、第84条、第96条及び第96条の4第1項において準用する場合を含む。）、第84条、第95条第3項及び第95条の2第3項において準用する場合を含む。）、第98条第7項（同法第111条において準用する場合を含む。）又は第99条第9項（同法第100条第2項及び第100条の2第2項（これらの規定を同法第111条において準用する場合を含む。）並びに第111条において準用する場合並びに農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条の5の規定により同法第13条の2第1項又は第2項の規定に基づく交換分合について準用される場合、農住組合法（昭和55年法律第86号）第11条の規定により同法第9条第1項に規定する交換分合について準用される場合、集落地域整備法（昭和62年法律第63号）第12条の規定により同法第11条第1項の規定に基づく交換分合について準用される場合及び市民農園整備促進法（平成2年法律第44号）第6条の規定により同法第5条第1項の規定に基づく交換分合について準用される場合を含む。）
  - 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第216条第1項及び同条第2項（市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第5条第32項の規定により同法第4条第14項又は第5条第21項の規定による投票について準用される場合を含む。）
  - 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和41年法律第126号）第7条第4項
  - 農業振興地域の整備に関する法律第11条第7項（景観法（平成16年法律第110号）第55条第4項の規定により景観農業振興地域整備計画について準用される場合を含む。）
- （委任）



第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

区分	金額
書面若しくは書類の写し又は主張書面若しくは資料の写し（単色刷り）	用紙1枚につき10円
書面若しくは書類の写し又は主張書面若しくは資料の写し（多色刷り）	用紙1枚につき50円
電磁的記録に記録された事項を記載した書面を印刷物として出力したもの（単色刷り）	用紙1枚につき10円
電磁的記録に記録された事項を記載した書面を印刷物として出力したもの（多色刷り）	用紙1枚につき50円

- 備考 1 両面に複写され、又は出力された用紙についても、用紙1枚として計算する。  
2 用紙は、原則として日本工業規格A列3番までの大きさとし、これを超える大きさの用紙を用いる場合は、日本工業規格A列3番の用紙を用いる場合の枚数に換算して計算する。

高知県職員の退職管理に関する条例をここに公布する。  
平成28年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

## 高知県条例第6号

### 高知県職員の退職管理に関する条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2第8項、第38条の6第2項及び第65条の規定に基づき、職員（法第38条の2第1項に規定する職員をいい、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第37条第1項に規定する県費負担教職員（次条第2項において「県費負担教職員」という。）を含まないものとする。第3条において同じ。）の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(再就職者による依頼等の規制)

**第2条** 法第38条の2第1項、第4項及び第5項の規定によるもののほか、再就職者（同条第1項に規定する再就職者をいう。次項において同じ。）のうち、同条第8項の国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものに離職した日の5年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等（法第38条の2第1項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。）の役職員（法第38条の2第1項に規定する役職員をいう。）又は法第38条の2第8項の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務（同条第1項に規定する契約等事務をいう。）であって離職した日の5年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

2 県費負担教職員であって、再就職者となったもののうち、法第38条の2第8項の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものに離職した日の5年前の日より前に就いていた者については、前項の規定を適用する。

(任命権者への届出)

**第3条** 管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものに就いている職員であった者（退職手当通算予定職員（法第38条の2第3項に規定する退職手当通算予定職員をいう。）であった者であって引き続いて退職手当通算法人（同条第2項に規定する退職手当通算法人をいう。）の地位に就いているもの、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の管理者を除く。）は、離職後2年間、営利企業（法第38条第1項に規定する営利企業をいう。以下この条において同じ。）以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得るときに限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となったときその他人事委員会規則で定めるときを除き、人事委員会規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に人事委員会規則で定める事項を届け出なければならない。

(過料)

**第4条** 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の過料に

処する。

### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

高知県国民健康保険財政安定化基金条例をここに公布する。

平成28年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

## 高知県条例第7号

### 高知県国民健康保険財政安定化基金条例

(設置)

**第1条** 国民健康保険の財政の安定化を図るため、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号。第4条において「一部改正法」という。）附則第6条第1項の規定に基づき、高知県国民健康保険財政安定化基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

**第2条** 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

2 基金の運用から生ずる収益は、全て基金に積み立てるものとする。

(管理)

**第3条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(処分)

**第4条** 知事は、平成30年4月1日以降において、一部改正法第4条の規定による改正後の国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第81条の2第1項各号に掲げる事業に要する経費に充てるため、基金を処分することができる。

(委任)

**第5条** この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

高知県産業人材定着支援基金条例をここに公布する。

平成28年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

## 高知県条例第8号

### 高知県産業人材定着支援基金条例

目次

第1章 総則（第1条－第4条）

第2章 交付事業（第5条－第14条）

第3章 雑則（第15条）

附則

第1章 総則

(設置)

**第1条** 大学等の在学中に独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）から

無利息の学資金の貸与を受け、当該大学等を卒業後県内において就業している者に対し、機構への当該学資金の返還を支援することにより、将来における地域産業の中核的な担い手となる人材の確保に資するため、高知県産業人材定着支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

**第2条** 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

2 基金の運用から生ずる収益は、全て基金に積み立てるものとする。

（管理）

**第3条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（処分）

**第4条** 知事は、第1条の目的を達成するため行う事業であって、次章に定めるものに要する経費に充てるため、基金を処分することができる。

## 第2章 交付事業

（支援金の交付要件）

**第5条** 知事は、次の各号に掲げる全ての要件を備えている者に対し、機構への学資金（独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第14条第1項に規定する学資金をいい、同項に規定する第一種学資金に限る。以下同じ。）の返還を支援するための資金（以下「支援金」という。）を交付することができる。

- （1）学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第1項の大学又はこれと同等以上の教育施設として規則で定めるもの（以下「大学等」という。）を卒業した者であること。
- （2）大学等を卒業後6月以内に県内において就職（県内に本社若しくは本店を有する会社若しくは県内に主たる事務所若しくは事業所を有する個人事業者に新たに雇用され、又は県内において自ら事業を開始することをいう。以下同じ。）をし、継続してその業に従事している者であること。
- （3）大学等の在学中に機構から学資金の貸与を受け、当該大学等の卒業後において機構が定める返還期日及び返還方法に従い、継続して学資金を返還している者であること。
- （4）第7条の規定により支援金の交付を受けることができる資格を有する者として知事が決定した者（以下「支援候補者」という。）であること。

（支援金の額等）

**第6条** 支援金の月額、支援金の交付を受ける者が就業期間（継続して業に従事した期間をいい、労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定により産前産後の休業をした期間及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第5条第1項の規定に基づき育児休業をした期間を含む。第10条において同じ。）内において機構へ返還した学資金の月額（以下この項において「返還月額」という。）又は機構が定める返還想定月額（支援金の交付を受ける者の学資金の貸与総額に応じて、返還方法が月賦の場合によるものとして機構が定めた額をいう。）のうちいずれか少ない方の額とする。ただし、機構への学資金の返還を滞納したことにより延滞金が生じた場合であって、返還月額に当該延滞金を加算されている場合にあつては、当該返還月額から当該延滞金の額を控除するものとする。

2 機構への学資金の返還方法が併用返還（月賦及び半年賦を併せた返還方法として機構が定めたものをいう。）によるものである場合は、支援金の交付を受ける者が当該返還方法により1年間（2回の半年賦分の返還が含まれる1年間をいう。）に機構へ返還し

た学資金の総額を12で除した額を、前項の返還月額とみなす。

3 第10条第1項の規定により交付する支援金の総額は、支援金の交付を受ける者が大学等の在学中に貸与を受けた学資金の総額の2分の1に相当する額又は25,000円に支援金の交付を受ける者が大学等の在学中に学資金の貸与を受けた月数を乗じて得た額のうち、いずれか少ない方の額を限度とする。

（支援候補者の選考）

**第7条** 知事は、毎年度予算の範囲内で、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる全ての要件を備えている者のうちから選考の上、当該年度における支援候補者を決定するものとする。

- （1）大学等を卒業し、引き続き又は卒業後6月以内に、県内において就職をしようとする者であること。
- （2）大学等の在学中に学資金の貸与を受けた者であること。
- （3）大学等の在学中に修得した専門知識をいかし、県内産業の中核的な担い手となる人材として本県の発展に貢献できると認められる者であること。
- （4）前3号に掲げるもののほか、知事が必要があると認める要件

2 前項の決定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

（支援候補者の報告義務等）

**第8条** 支援候補者は、毎年度、規則で定めるところにより、就業状況及び機構への学資金の返還状況について、知事に報告しなければならない。

2 支援候補者は、規則で定めるところにより、前項の規定により報告した事項に変更があったときは、速やかに、知事に届け出なければならない。

（支援候補者の資格の取消し）

**第9条** 知事は、支援候補者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を取り消すことができる。

- （1）支援候補者が大学等を卒業後6月以内に、県内において就職をすることができなかったとき。
- （2）支援候補者が離職したとき。
- （3）支援候補者が死亡したとき。
- （4）支援候補者が機構から学資金の返還を免除されたとき。
- （5）支援候補者が前条第1項の規定による報告をしなかったとき。
- （6）支援候補者が支援金の交付を辞退したとき。
- （7）偽りその他不正の手段により支援候補者としての決定を受けたとき。
- （8）支援候補者が雇用されている会社の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第11条第2号において同じ。）又は個人事業者が、暴力団員等（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。第11条第2号において同じ。）であると認められたとき。
- （9）前各号に掲げる場合のほか、知事が支援候補者として不適当であると認めたととき。

2 前項第2号の規定にかかわらず、知事は、支援候補者の離職の原因が雇用されていた会社が倒産し、又は個人事業者が廃業したことに伴うものその他やむを得ない事情があると認められた場合は、当該離職後6月以内に県内において就職をしたときに限り、支援候

補者の資格を取り消さないことができる。

（支援金の交付）

**第10条** 知事は、支援候補者の就業期間が4年を経過した時点及び8年を経過した時点において、当該支援候補者に対し、支援金を交付するものとする。この場合における交付額は、第6条第1項の規定による支援金の月額に、4年を経過した時点にあっては42月を、8年を経過した時点にあっては48月をそれぞれ乗じて得た額とする。

2 前項の就業期間内に機構から学資金の返還期限猶予を受けた期間があったときは、就業期間から当該期間を除いて、それぞれの就業期間の経過がなければならないものとする。

3 第1項の規定により支援金の交付を受けようとする支援候補者は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

（支援金の交付の取消し）

**第11条** 知事は、前条第1項の規定により支援金の交付を受けた者（以下「被交付者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、支援金の交付を取り消すことができる。

（1） 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けていたとき。

（2） 雇用されている会社の役員又は個人事業者が、暴力団員等であると認められたとき。

（3） 前2号に掲げる場合のほか、支援金を交付することが不相当であると認めたととき。

（支援金の返還）

**第12条** 被交付者は、前条の規定に基づき支援金の交付を取り消されたときは、直ちに既に交付を受けた支援金の全額を県に返還しなければならない。この場合において、被交付者の責めに帰すべき理由がないと認めたとときは、規則で定めるところにより、支援金の返還を猶予することができる。

2 知事は、前項の場合において、特に必要があると認めたとときは、規則で定めるところにより、支援金を分割して返還させることができる。

（延滞利子）

**第13条** 被交付者が正当な理由がなく支援金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、当該返還すべき支援金の額に対して年14.5パーセントの割合を乗じて得た額に相当する額の延滞利子を支払わなければならない。

2 前項の規定により延滞利子を計算する場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

3 知事は、特別の理由があると認めたとときは、規則で定めるところにより、第1項の延滞利子を減額し、又は免除することができる。

（調査）

**第14条** 知事は、支援候補者の決定、その資格の取消しその他支援金の交付に関し必要があると認めるときは、当該支援候補者又は被交付者の就業状況、学資金の返還状況等について調査することができる。

### 第3章 雑則

（委任）

**第15条** この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用並びに支援金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（延滞利子の割合の特例）

2 当分の間、第13条第1項に規定する延滞利子の年14.5パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.2パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とする。

高知県夢・志チャレンジ基金条例をここに公布する。

平成28年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

### 高知県条例第9号

#### 高知県夢・志チャレンジ基金条例

目次

第1章 総則（第1条－第4条）

第2章 給付事業（第5条－第12条）

第3章 雑則（第13条）

附則

#### 第1章 総則

（設置）

**第1条** 国及び社会の発展に大きく貢献することができる有為な人材を育成することを目的とし、学業成績が極めて優秀で、大学における修学に要する費用の支弁が困難な学生に対し、高知県夢・志チャレンジ育英資金（以下「育英資金」という。）を給付するため、篤志家からの寄附金を原資として、高知県夢・志チャレンジ基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

**第2条** 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

2 基金の運用から生ずる収益は、全て基金に積み立てるものとする。

（管理）

**第3条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（処分）

**第4条** 知事は、第1条の目的を達成するため行う事業であって、次章に定めるものに要する経費に充てるため、基金を処分することができる。

#### 第2章 給付事業

（育英資金の給付）

**第5条** 知事は、育英資金として、規則で定めるところにより、育英資金の給付を受ける者（以下「奨学生」という。）が大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第1項の大学をいい、同法第2条第2項に規定する国立学校又は同項に規定する公立学校であるものに限る。以下同じ。）を卒業するまでの間、次に掲げる額を給付するものとする。ただし、給付期間は、4年を限度とする。

- (1) 入学一時金として30万円
  - (2) 奨学金として月額6万円
- 2 前項ただし書の給付期間には、第8条第2項の規定に基づき育英資金の給付を一時停止する期間を含まないものとする。

(奨学生の選考)

**第6条** 知事は、毎年度予算の範囲内で、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる全ての要件を備えている者のうちから選考の上、当該年度における奨学生を決定するものとする。

- (1) その保護者が県内に住所を有していること。
  - (2) 県内の高等学校を卒業し、引き続き、当該年度において、大学に入学し、在学していること。
  - (3) 学業成績が極めて優秀であること。
  - (4) 経済的理由により大学における修学が困難であると認められること。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要であると認める要件
- 2 前項の決定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

(奨学生の報告義務等)

**第7条** 奨学生は、毎年度、規則で定めるところにより、大学における修学状況について知事に報告しなければならない。

- 2 奨学生は、規則で定めるところにより、前項の規定により報告した事項に変更があったとき等は、速やかに、知事に届け出なければならない。

(奨学生の資格の取消し等)

**第8条** 知事は、奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を取り消すことができる。

- (1) 大学を退学したとき。
- (2) 学業又は性行が著しく不良であると認めるとき。
- (3) 心身の故障のため大学を卒業する見込みがなくなったと認めるとき。
- (4) 死亡したとき。
- (5) 前条第1項の規定による報告をしなかったとき。
- (6) 育英資金の給付を辞退したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、育英資金の給付の目的を達成する見込みがなくなったと認めるとき。

- 2 知事は、奨学生が大学を休学し、停学の処分を受け、又は長期にわたって欠席するときその他育英資金の給付を継続することが不相当であると認めるときは、その間（当該事由が生じた日の属する月の翌月から当該事由がなくなった日の属する月までの間とする。）の育英資金の給付を一時停止することができる。この場合において、当該一時停止する間の月の分として既に給付された育英資金があるときは、当該育英資金は、当該事由がなくなった日の属する月の翌月以後の分として給付されたものとみなす。

- 3 前項後段に規定する場合において、育英資金の給付が再開されなかったときは、当該一時停止した間の月の分として給付された育英資金については、直ちに県に返還させるものとする。

(育英資金の給付の取消し)

**第9条** 知事は、奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、育英資金の給付を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により育英資金の給付を受けていたとき。

- (2) 前号に掲げる場合のほか、育英資金を給付することが不相当であると認めたと

き。

(育英資金の返還)

**第10条** 奨学生は、前条の規定に基づき育英資金の給付を取り消されたときは、直ちに既に給付を受けた育英資金の全額を県に返還しなければならない。この場合において、知事がやむを得ない事情があると認めるときは、規則で定めるところにより、育英資金の返還を猶予することができる。

- 2 知事は、前項の場合において、特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、育英資金を分割して返還させることができる。

(延滞利子)

**第11条** 奨学生が正当な理由がなく育英資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、当該返還すべき支援金の額に対して年14.5パーセントの割合を乗じて得た額に相当する額の延滞利子を支払わなければならない。

- 2 前項の規定により延滞利子を計算する場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

- 3 知事は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、第1項の延滞利子を減額し、又は免除することができる。

(調査)

**第12条** 知事は、奨学生の決定、その資格の取消しその他育英資金の給付に関し必要があると認めるときは、当該奨学生の修学状況等について調査することができる。

### 第3章 雑則

(委任)

**第13条** この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用並びに育英資金の給付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(延滞利子の割合の特例)
- 2 当分の間、第11条第1項に規定する延滞利子の年14.5パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.2パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とする。

高知県掲毛和種高知系受精卵移植用乳用牛貸付け条例をここに公布する。

平成28年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

### 高知県条例第10号

#### 高知県掲毛和種高知系受精卵移植用乳用牛貸付け条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、掲毛和種高知系の増頭及び県内の酪農の振興を図るため、掲毛和種

高知系の受精卵を移植した乳用牛の無償での貸付け、当該乳用牛から分べんされた褐毛和種高知系の子牛の納付等、当該乳用牛に対する分べん後の褐毛和種高知系の受精卵の移植、当該乳用牛の譲与等に関し必要な事項を定めるものとする。

（乳用牛の貸付け）

**第2条** 知事は、乳用牛の飼養管理に関し十分な経験を有すると認める酪農家であつて、農業災害補償法（昭和22年法律第185号）第83条第1項第3号に掲げる家畜共済に加入しており、かつ、次の各号のいずれかに該当するものに対し、褐毛和種高知系の受精卵を移植した乳用牛を貸し付けることができる。

- （1）家畜の改良及び増殖を図るため畜産の振興計画を策定した市町村内において酪農を行っている酪農家
- （2）乳用牛群検定に加入している酪農家
- （3）前2号に掲げる者のほか、知事が特に認めた酪農家

2 知事は、前項の規定に基づく乳用牛の貸付けについて条件を付することができる。

（貸付期間）

**第3条** 前条第1項の規定に基づく乳用牛の貸付期間は、4年以内とする。ただし、知事は、必要があると認めるときは、当該期間を延長することができる。

（貸付けの取消し等）

**第4条** 知事は、第2条第1項の規定に基づき乳用牛の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該乳用牛の貸付けを取り消し、当該乳用牛の返納を命じ、又は第2条第2項の規定に基づく貸付けの条件を変更することができる。

- （1）この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- （2）第2条第2項の規定に基づく貸付けの条件（この項の規定に基づく変更後の条件を含む。）又は第13条の規定に基づく指導若しくは指示に従わないとき。
- （3）不正又は虚偽の手段により乳用牛の貸付けを受けたとき。
- （4）前3号に掲げる場合のほか、知事が特に必要があると認めるとき。

2 前項の場合において、借受人に損害が生じても、知事は、賠償責任を負わない。

（借受人の義務）

**第5条** 借受人は、第3条に規定する貸付期間（以下「貸付期間」という。）内においては、第2条第1項の規定に基づき貸付けを受けた乳用牛（以下「貸付乳用牛」という。）に対する初産（死産等となった場合を含む。）後の交配において、褐毛和種高知系の受精卵の移植を行わなければならない。この場合において、当該移植に伴い借受人に費用が生ずるときは、当該費用は、県の負担とする。

2 借受人は、貸付期間内においては、貸付乳用牛に褐毛和種高知系の受精卵の移植を行ったとき又は貸付乳用牛に褐毛和種高知系の受精卵の受胎が確認されたときは当該移植を行った日又は受胎が確認された日の属する月の翌月10日までに、貸付乳用牛から子牛が分べんされたときは速やかに、知事に報告しなければならない。

3 借受人は、貸付期間内において貸付乳用牛から分べんされた褐毛和種高知系の子牛のうち、2頭目までについては知事に納付し、3頭目以降については知事に時価で売り渡さなければならない。

（果実の帰属）

**第6条** 貸付期間中における貸付乳用牛の果実は、借受人に帰属する。

（事故の報告）

**第7条** 借受人は、貸付期間内においては、貸付乳用牛について、死亡、病気、傷害、盗難、失踪その他の事故が発生したときは、直ちに知事に報告しなければならない。

（損害賠償義務）

**第8条** 前条に規定する事故の発生が借受人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、借受人は、県に対し、その損害を賠償しなければならない。

（貸付乳用牛の譲与等）

**第9条** 知事は、借受人が、知事が定める条件に従い貸付乳用牛を適正に飼養管理し、かつ、貸付期間内において第5条第3項の規定により子牛2頭を納付したときは、貸付期間の満了後、当該借受人に対し、当該貸付乳用牛を譲与することができる。

2 知事は、貸付期間内に貸付乳用牛がやむを得ない事由により繁殖に供用することが不可能になったと認めるとき又は貸付期間内において借受人が第5条第3項の規定による子牛2頭を納付することができなかつたときは、当該借受人に対し、当該貸付乳用牛を時価よりも低い対価で譲渡するものとする。

（貸付乳用牛の譲渡対価の基準）

**第10条** 前条第2項の規定により貸付乳用牛を譲渡する場合において、同項の時価よりも低い対価の基準は、当該貸付乳用牛の購入価格とする。ただし、子牛1頭が納付されているときは、当該子牛の評価額を差し引いたものを対価の基準とすることができる。

（乳用牛の引渡し等）

**第11条** 褐毛和種高知系の受精卵を移植した乳用牛及び譲与し、又は譲渡する貸付乳用牛の引渡し並びに納付する子牛の引受けは、知事が指定する期日及び場所において行うものとする。

（費用負担）

**第12条** 借受人は、次に掲げる費用を負担しなければならない。

- （1）貸付乳用牛及び子牛の飼養管理並びにこれに附帯する費用
- （2）前条に規定する乳用牛の引渡し等に要する費用
- （3）前2号に掲げるもののほか、借受人に負担させる必要があると認められる費用（指導等）

**第13条** 知事は、貸付乳用牛について随時検査を行い、借受人に対し、必要な指導又は指示を行うことができる。

（委任）

**第14条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

高知県情報公開条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第11号

高知県情報公開条例等の一部を改正する条例

（高知県情報公開条例の一部改正）

**第1条** 高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「。第16条第11項において同じ」を削り、「作られた記録」を「作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの」に、「同項において同じ」を「以下同じ」に改める。

第9条第3号中「議長」を「、議長」に改め、「、第15条」を削る。

第10条第2項中「決定」を「決定（以下「開示決定等」という。）」に改め、同条第3項及び第5項中「第1項の決定」を「開示決定等」に、「当該決定」を「当該開示決定等」に改め、同条第7項中「第1項の決定」を「開示決定等」に改める。

第11条第1項中「開示の決定等」を「開示決定等」に改める。

第12条第1項及び第2項中「第10条第1項の決定」を「開示決定等」に改める。

第14条の2を削る。

第15条を次のように改める。

（県が設立した地方独立行政法人に対する審査請求）

**第15条** 県が設立した地方独立行政法人が行った開示決定等又は当該地方独立行政法人に対する開示請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、審査請求をすることができる。

第15条の次に次の3条を加える。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外等）

**第15条の2** 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

（公文書開示審査会への諮問）

**第15条の3** 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第16条第1項の規定により置かれる高知県公文書開示審査会に諮問しなければならない。

（1）審査請求が不適法であり、却下する場合

（2）裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合（当該公文書の開示について反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）が提出されている場合を除く。）

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用される同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

（1）審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

（2）請求者（請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（3）当該審査請求に係る公文書の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

**第15条の4** 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する裁決をするときは、開示決定等の日と開示をする日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、当該実施機関は、開示決定等後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定等をした旨及びその理由並びに開示をする日を書面により通知しなければならない。

（1）開示決定等に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

（2）審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第16条第1項中「前条」を「第15条の3第1項」に改め、同条第2項中「の審査を行うほか」を「に定めるもののほか」に改め、同条第5項ただし書中「ただし、」を「た

だし、委員が欠けた場合における」に改め、同条第7項中「前条」を「第15条の3第1項」に改め、同条第8項を次のように改める。

8 知事は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合は、その委員を罷免することができる。

第16条第9項から第11項までを削り、同条第12項を同条第9項とし、同項の次に次の1項を加える。

10 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

第16条第13項を削る。

第16条の次に次の8条を加える。

（審査会の調査権限）

**第16条の2** 審査会は、必要があると認めるときは、第15条の3第1項の規定により諮問をした実施機関（以下この条において「諮問実施機関」という。）に対し、開示決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求められない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定に基づく求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求め、適当であると認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求め、その他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

**第16条の3** 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定により意見の陳述をする場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

**第16条の4** 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（委員による調査手続）

**第16条の5** 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第16条の2第1項の規定に基づき提示された公文書を閲覧させ、同条第4項の規定に基づく調査をさせ、又は第16条の3第1項の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

（提出資料の写しの送付等）

**第16条の6** 審査会は、第16条の2第3項若しくは第4項又は第16条の4の規定に基づく意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者

の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定に基づく閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定に基づく閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

（調査審議手続の非公開）

**第16条の7** 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

（答申書の送付等）

**第16条の8** 審査会は、第15条の3第1項の規定による諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

（規則への委任）

**第16条の9** 第16条（第1項を除く。）から前条までに定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第24条中「第16条第12項」を「第16条第9項」に、「30万円」を「50万円」に改める。

（高知県個人情報保護条例の一部改正）

**第2条** 高知県個人情報保護条例（平成13年高知県条例第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第36条」を「一第36条の9」に改める。

第2条第5号中「作られた記録」を「作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの」に改める。

第11条第2項中「提供しようとするときは」を「提供しようとする場合は、法令等の規定に基づくときを除き」に改める。

第20条第2項中「決定」を「決定（以下「開示決定等」という。）」に改め、同条第3項及び第5項中「第1項の決定」を「開示決定等」に、「当該決定」を「当該開示決定等」に改める。

第21条第1項及び第2項中「前条第1項の決定」を「開示決定等」に改める。

第27条第2項中「決定」を「決定（以下「訂正決定等」という。）」に改め、同条第3項中「第1項の決定」を「訂正決定等」に、「当該決定」を「当該訂正決定等」に改める。

第28条第1項及び第2項中「前条第1項の決定」を「訂正決定等」に改める。

第30条中「当該請求」を「当該是正請求」に改める。

第32条第2項中「決定」を「決定（以下「是正決定等」という。）」に、「以下この条において」を「以下」に改め、同条第3項中「第1項各号の決定」を「是正決定等」に、「当該決定」を「当該是正決定等」に改める。

第32条の2を削る。

第33条を次のように改める。

（県が設立した地方独立行政法人に対する審査請求）

**第33条** 県が設立した地方独立行政法人が行った開示決定等、訂正決定等若しくは是正決定等又は当該地方独立行政法人に対する開示請求、訂正請求若しくは是正請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、審査請求をすることができる。

第33条の次に次の3条を加える。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外等）

**第33条の2** 開示決定等、訂正決定等若しくは是正決定等又は開示請求、訂正請求若しくは是正請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

（個人情報保護審査会への諮問）

**第33条の3** 開示決定等、訂正決定等若しくは是正決定等又は開示請求、訂正請求若しくは是正請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第36条第1項の規定により置かれる高知県個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- （1）審査請求が不適法であり、却下する場合
- （2）裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとする場合（当該個人情報の開示について反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）が提出されている場合を除く。）
- （3）裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の訂正をすることとする場合
- （4）裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の是正をすることとする場合

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用される同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- （1）審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
  - （2）開示請求者、訂正請求者又は是正請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
  - （3）当該審査請求に係る個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- （第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

**第33条の4** 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する裁決をするときは、開示決定等の日と開示をする日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、当該実施機関は、開示決定等後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定等をした旨及びその理由並びに開示をする日を書面により通知しなければならない。

- （1）開示決定等に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- （2）審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）



第36条第1項中「第33条」を「第33条の3第1項」に、「以下この条において」を「以下」に改め、同条第2項中「及び第10項」を削り、同条第3項中「第33条」を「第33条の3第1項」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 知事は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合は、その委員を罷免することができる。

第36条第5項から第7項までを削り、同条第8項を同条第5項とし、同条に次の1項を加える。

6 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

第36条の次に次の8条を加える。

（審査会の調査権限）

**第36条の2** 審査会は、必要があると認めるときは、第33条の3第1項の規定により諮問をした実施機関（以下この条において「諮問実施機関」という。）に対し、開示決定等、訂正決定等又は是正決定等に係る個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定に基づく求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等、訂正決定等又は是正決定等に係る個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当であると認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

**第36条の3** 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定により意見の陳述をする場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

**第36条の4** 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（委員による調査手続）

**第36条の5** 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第36条の2第1項の規定に基づき提示された個人情報を閲覧させ、同条第4項の規定に基づく調査をさせ、又は第36条の3第1項の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

（提出資料の写しの送付等）

**第36条の6** 審査会は、第36条の2第3項若しくは第4項又は第36条の4の規定に基づく意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録に

あつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定に基づく閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定に基づく閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

（調査審議手続の非公開）

**第36条の7** 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

（答申書の送付等）

**第36条の8** 審査会は、第33条の3第1項の規定による諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

（規則への委任）

**第36条の9** 第36条（第1項を除く。）から前条までに定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第47条中「第36条第8項」を「第36条第5項」に、「30万円」を「50万円」に改める。

（高知県行政手続条例の一部改正）

**第3条** 高知県行政手続条例（平成7年高知県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第10号中「異議申立て」を「再調査の請求」に改める。

第19条第2項第4号中「規定する者であったことのある」を「掲げる者であった」に改める。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

**第4条** 職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第21条の3第2項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

（高知県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

**第5条** 高知県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第4号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

（職員の退職手当に関する条例の一部改正）

**第6条** 職員の退職手当に関する条例（昭和28年高知県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第13条第4項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条第1項又は第45

条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

（高知県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部改正）

**第7条** 高知県障害者介護給付費等不服審査会条例（平成18年高知県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）」に改める。

第2条中「審査請求があった」を「審査請求がされた」に改める。

第3条の見出しを「（組織等）」に改め、同条に次の3項を加える。

2 知事は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合は、その委員を罷免することができる。

3 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

4 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

（公立学校職員の給与に関する条例の一部改正）

**第8条** 公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第22条の3第2項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

（警察職員の給与に関する条例の一部改正）

**第9条** 警察職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第21条の3第2項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（不服申立てに関する経過措置）

2 実施機関（第1条の規定による改正前の高知県情報公開条例（以下この項において「旧情報公開条例」という。）第2条第1項に規定する実施機関をいう。）がした開示決定等（旧情報公開条例第10条第1項の決定をいう。以下この項において同じ。）についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた開示決定等に係るものについては、なお従前の例による。

3 実施機関（第2条の規定による改正前の高知県個人情報保護条例（以下この項において「旧個人情報保護条例」という。）第2条第3号に規定する実施機関をいう。）がした開示決定等（旧個人情報保護条例第20条第1項の決定をいう。以下この項において同じ。）、訂正決定等（旧個人情報保護条例第27条第1項の決定をいう。以下この項において同じ。）又は是正決定等（旧個人情報保護条例第32条第1項の決定をいう。以下この項において同じ。）についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた開示決定等、訂正決定等又は是正決定等に係るものについては、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第12号

##### 知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与、旅費等に関する条例（昭和28年高知県条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第25項中「平成28年3月31日」を「平成29年3月31日」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第13号

##### 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の給与に関する条例の一部改正）

**第1条** 職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出し中「及び効力」を削り、同条第1項中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改め、同条第2項を削る。

第4条第2項中「すべての」を「全ての」に改める。

第8条第2項中「こえてはならない」を「超えてはならない」に改める。

第11条第2項中「すべてが」を「全てが」に改める。

第13条の2第2項中「こえない」を「超えない」に改める。

第21条の2第3号及び第4号並びに第21条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「禁固」に改める。

別表第1備考中「すべての」を「全ての」に改める。

別表第5を次のように改める。

## 別表第5（第4条関係）

## 行政職給料表級別職務分類表

職務の級	職務
1級	主事、技師又は司書の職務
2級	主査の職務
3級	係長又は主幹の職務
4級	班長又は主任の職務
5級	本庁の課長補佐の職務
6級	本庁の課長の職務
7級	本庁の副部長又は参事の職務
8級	困難な業務を分掌する本庁の副部長の職務
9級	本庁の部長の職務

別表第7及び別表第8を次のように改める。

## 別表第7（第4条関係）

## 研究職給料表級別職務分類表

職務の級	職務
1級	技師の職務
2級	研究員又は相当高度の知識若しくは経験に基づき独立して、若しくは上級の職員の概括的な指導の下に研究を行う研究員の職務
3級	主任研究員、特に高度の知識若しくは経験に基づき独立して、若しくは上級の職員の概括的な指導の下に研究を行う主任研究員、科長、困難な研究を行う科長又は部長の職務
4級	試験研究機関の長又は専門研究員の職務
5級	困難な研究を行う試験研究機関の長の職務

## 別表第8（第4条関係）

## 医療職給料表級別職務分類表

## 1 医療職給料表(1)級別職務分類表

職務の級	職務
1級	技師又は主査の職務
2級	係長又は主幹の職務
3級	福祉保健所の課長又は班長若しくは主任の職務
4級	福祉保健所の長の職務

## 2 医療職給料表(2)級別職務分類表

職務の級	職務
1級	定型的な業務を行う技師の職務
2級	相当高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う技師又は主査の職務
3級	係長又は主幹の職務
4級	困難な業務を分掌する係長又は主幹の職務
5級	福祉保健所若しくは家畜保健衛生所の課長又は班長若しくは主任の職務
6級	家畜保健衛生所の長の職務
7級	大規模の家畜保健衛生所の長の職務

## 3 医療職給料表(3)級別職務分類表

職務の級	職務
1級	定型的な業務を行う技師の職務
2級	相当高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う技師又は主査の職務
3級	係長、看護長又は主幹の職務
4級	相当困難な業務を分掌する係長、看護長又は主幹の職務

5 級	困難な業務を分掌する看護長又は班長若しくは主任の職務
6 級	総看護長の職務

- (外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)
- 第2条** 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。  
第2条第2項第3号中「条件付採用」を「条件付採用」に改める。  
(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)
- 第3条** 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第45号）の一部を次のように改正する。  
第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。  
(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)
- 第4条** 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年高知県条例第52号）の一部を次のように改正する。  
第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。  
(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)
- 第5条** 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年高知県条例第53号）の一部を次のように改正する。  
第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。  
(高知県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)
- 第6条** 高知県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。  
第3条に次のただし書を加える。  
ただし、第8号に掲げる事項にあつては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第37条第1項に規定する県費負担教職員に係るものを除く。  
第3条第9号を同条第11号とし、同条第8号を同条第10号とし、同条第7号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第9号とし、同号の前に次の1号を加える。  
(8) 職員の退職管理の状況  
第3条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。  
(2) 職員の人事評価の状況  
第7条第1号中「必要と」を「必要があると」に改める。  
(公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)
- 第7条** 公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号）の一部を次のように改正する。  
第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。  
第10条第2項中「こえてはならない」を「超えてはならない」に改める。  
第14条第2項中「すべてが」を「全てが」に改める。  
第22条の2第3号及び第4号並びに第22条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁鋼」を「禁鋼」に改める。  
(公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の一部改正)
- 第8条** 公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例（昭和46年高知県条例第40号）の一部を次のように改正する。  
第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。  
第7条第2項中「こえる」を「超える」に、「必要と」を「必要があると」に改める。  
(公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

**第9条** 公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第46号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

（警察職員の給与に関する条例の一部改正）

**第10条** 警察職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出し中「及び効力」を削り、同条第1項中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改め、同条第2項を削る。

第4条第3項中「すべての」を「全ての」に改める。

第11条第2項中「すべてが」を「全てが」に改める。

第13条の2第2項中「こえない」を「超えない」に改める。

第21条の2第3号及び第4号並びに第21条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「禁固」に改める。

別表第2を次のように改める。

**別表第2**（第4条関係）

警察官給料表級別職務分類表

職務の級	職務
1級	係員の職務
2級	相当高度の知識又は経験を必要とする係員の職務
3級	主任又は困難な業務を行う係員の職務
4級	係長又は困難な業務を行う主任の職務
5級	課長補佐、警察署の課長又は困難な業務を行う係長の職務
6級	次長又は困難な業務を行う課長補佐若しくは警察署の課長の職務
7級	警察本部の課長又は警察署長の職務
8級	参事官又は規模の大きい警察署の警察署長の職務
9級	部長又は特に規模の大きい警察署の警察署長の職務

（警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

**第11条** 警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第47号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

**附 則**

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

~~~~~  
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成28年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第14号**

**公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例**

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年高知県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号に次のように加える。

キ 地方公共団体金融機構

**附 則**

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

~~~~~  
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第15号**

**議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例**

**第1条** 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年高知県条例第32号）の一部を次のように改正する。

付則第5条第1項の表中「（以下この条において「障害厚生年金」）」を「又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下この項において「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下この条において「障害厚生年金等」）」に、

障害厚生年金（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金が支給される場合を除く。）	0.88

を

障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（以下この条において「改正前国共済法による障害共済年金」という。）若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（以下この条において「改正前地共済法による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）	0.88

に、「障害厚生年金及び」を「障害厚生年金等及び」に、

障害厚生年金（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.83
障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金が支給される場合を除く。）	0.88

を

障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.83
障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は改正前国共済法による障害共済年金若しくは改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88

に、「（以下この項において「遺族厚生年金」）」を「又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金（以下この項において「遺族厚生年金等」）」に、「遺族厚生年金（当該補償）」を「遺族厚生年金等（当該補償）」に、「遺族厚生年金が」を「遺族厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が」に改め、同条第2項の表中「障害厚生年金及び」を「障害厚生年金等及び」に、「障害厚生年金（」

を「障害厚生年金等（）」に、「障害厚生年金が」を「障害厚生年金等又は改正前国共済法による障害共済年金若しくは改正前地共済法による障害共済年金が」に改める。

**第2条** 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正する。

付則第5条第1項の表及び同条第2項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

**附 則**  
(施行期日)

1 この条例中第1条及び附則第3項の規定は公布の日から、その他の規定は平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定は、平成28年4月1日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金（同条例第6条第3号に掲げる傷病補償年金をいう。以下この項において同じ。）及び休業補償（同条例第6条第2号に掲げる休業補償をいう。以下この項において同じ。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日以前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

(職員の再任用に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

3 職員の再任用に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年高知県条例第55号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

~~~~~  
高知県職員等こころざし特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第16号

##### 高知県職員等こころざし特例基金条例の一部を改正する条例

高知県職員等こころざし特例基金条例（平成25年高知県条例第57号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成28年5月31日」を「平成31年5月31日」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~  
高知県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第17号

##### 高知県税条例の一部を改正する条例

高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第10条の見出し中「課税漏等」を「課税漏れ等」に、「取扱」を「取扱い」に改め、同条中「課税漏」を「課税漏れ」に改める。

第11条から第22条までを次のように改める。

(徴収猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法)

**第11条** 知事は、法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予（以下この節において「徴収の猶予」という。）をする場合には、当該徴収の猶予に係る徴収金の納付又は納入については、当該徴収の猶予をする金額を当該徴収の猶予をする期間内において、当該徴収の猶予を受ける者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させることができる。この場合においては、分割納付の各納付期限又は分割納入の各納入期限及び各納付期限ごとの納付金額又は各納入期限ごとの納入金額を定めるものとする。

2 知事は、法第15条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（以下「徴収の猶予期間の延長」という。）をする場合には、当該徴収の猶予期間の延長に係る徴収金の納付又は納入については、当該徴収の猶予をする金額を当該徴収の猶予期間の延長をする期間内において、当該徴収の猶予期間の延長を受ける者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させることができる。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

3 知事は、前2項の規定に基づき徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長に係る徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合において、当該徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者が分割納付の各納付期限ごとの納付金額を当該納付期限までに納付し、又は分割納入の各納入期限ごとの納入金額を当該納入期限までに納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、当該分割納付の各納付期限又は分割納入の各納入期限及び各納付期限ごとの納付金額又は各納入期限ごとの納入金額を変更することができる。

(徴収猶予の申請手続等)

**第12条** 法第15条の2第1項の条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき当該徴収の猶予に係る徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細

(2) 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、種類、納期限及び金額

(3) 前号の金額のうち当該徴収の猶予を受けようとする金額

(4) 当該徴収の猶予を受けようとする期間

(5) 分割納付又は分割納入の方法により納付し、又は納入するかどうかの別（分割納付又は分割納入の方法により納付し、又は納入する場合にあっては、分割納付の各納付期限又は分割納入の各納入期限及び各納付期限ごとの納付金額又は各納入期限ごとの納入金額を含む。）

(6) 当該徴収の猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、当該徴収の猶予を受けようとする期間が3月を超える場合にあっては、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人による保証である場合にあっては、当該保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情がある場合にあっては、その事情）

2 法第15条の2第1項の条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類

(2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類

(3) 当該徴収の猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類

(4) 当該徴収の猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、当該徴収の猶予を受けようとする期間が3月を超える場合にあっては、政令第6条の10の規定により



- 提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類
- 3 法第15条の2第2項の条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
    - (1) 当該徴収の猶予に係る徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
    - (2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項
  - 4 法第15条の2第2項及び第3項の条例で定める書類は、第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。
  - 5 法第15条の2第3項の条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
    - (1) 当該徴収の猶予期間の延長を受けようとする徴収金の年度、種類、納期限及び金額
    - (2) 徴収の猶予を受けた期間内に当該徴収の猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由
    - (3) 当該徴収の猶予期間の延長を受けようとする期間
    - (4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項
  - 6 法第15条の2第4項の条例で定める書類は、第2項第4号に掲げる書類とする。
  - 7 法第15条の2第8項の条例で定める期間は、20日とする。  
(徴収猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の通知)
- 第13条** 知事は、第11条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき分割納付の各納付期限又は分割納入の各納入期限及び各納付期限ごとの納付金額又は各納入期限ごとの納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付の各納付期限又は分割納入の各納入期限及び各納付期限ごとの納付金額又は各納入期限ごとの納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。
- 2 知事は、第11条第3項の規定に基づき分割納付の各納付期限又は分割納入の各納入期限及び各納入期限ごとの納付金額又は各納入期限ごとの納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の分割納付の各納付期限又は分割納入の各納入期限及び各納付期限ごとの納付金額又は各納入期限ごとの納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。  
(職権による換価の猶予等に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法)
- 第14条** 知事は、法第15条の5第1項の規定による換価の猶予（以下「職権による換価の猶予」という。）をする場合には、当該職権による換価の猶予に係る徴収金の納付又は納入については、当該職権による換価の猶予をする金額（その納付又は納入を困難とする金額として政令第6条の9の3第1項に規定する額を限度とする。次項において同じ。）を当該職権による換価の猶予をする期間内の各月（知事がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の知事が指定する月）に分割して納付し、又は納入させるものとする。この場合においては、分割納付の各納付期限又は分割納入の各納入期限及び各納付期限ごとの納付金額又は各納入期限ごとの納入金額を定めるものとする。
- 2 知事は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第4項の規定による職権による換価の猶予をした期間の延長（以下「職権による換価の猶予期間の延長」という。）をする場合には、当該職権による換価の猶予期間の延長に係る徴収金の納付又は納入については、当該職権による換価の猶予をする金額を当該職権による換価の猶予期間の延長をする期間内の各月（知事がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の知事が指定する月）に分割して納付し、又は納入させるものとする。この場合においては、前項後段の規定を準用する。
  - 3 知事は、前2項の規定により職権による換価の猶予又は職権による換価の猶予期間の

延長に係る徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合において、当該職権による換価の猶予又は職権による換価の猶予期間の延長を受けた者が分割納付の各納付期限ごとの納付金額を当該納付期限までに納付し、又は分割納入の各納入期限ごとの納入金額を当該納入期限までに納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、当該分割納付の各納付期限又は分割納入の各納入期限及び各納付期限ごとの納付金額又は各納入期限ごとの納入金額を変更することができる。

(職権による換価の猶予の手続等)

- 第15条** 法第15条の5の2第1項及び第2項の条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- (1) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
  - (2) 当該職権による換価の猶予又は職権による換価の猶予期間の延長をしようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
  - (3) 当該職権による換価の猶予又は職権による換価の猶予期間の延長をしようとする金額が100万円を超え、かつ、当該職権による換価の猶予又は職権による換価の猶予期間の延長をしようとする期間が3月を超える場合にあっては、政令第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類
  - (4) 職権による換価の猶予又は職権による換価の猶予期間の延長に係る徴収金の分割納付又は分割納入をさせるために必要となる書類
- 2 知事は、前条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により分割納付の各納付期限又は分割納入の各納入期限及び各納付期限ごとの納付金額又は各納入期限ごとの納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付の各納付期限又は分割納入の各納入期限及び各納付期限ごとの納付金額又は各納入期限ごとの納入金額その他必要な事項を当該職権による換価の猶予又は職権による換価の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。
  - 3 知事は、前条第3項の規定に基づき分割納付の各納付期限又は分割納入の各納入期限及び各納入期限ごとの納付金額又は各納入期限ごとの納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の分割納付の各納付期限又は分割納入の各納入期限及び各納付期限ごとの納付金額又は各納入期限ごとの納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。  
(申請による換価の猶予の要件等)
- 第16条** 法第15条の6第1項の条例で定める期間は、6月とする。
- 2 知事は、法第15条の6第1項の規定による換価の猶予（以下「申請による換価の猶予」という。）をする場合には、当該申請による換価の猶予に係る徴収金の納付又は納入については、当該申請による換価の猶予をする金額（その納付又は納入を困難とする金額として政令第6条の9の3第2項において読み替えて準用する同条第1項に規定する額を限度とする。次項において同じ。）を当該申請による換価の猶予をする期間内の各月（知事がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の知事が指定する月）に分割して納付し、又は納入させるものとする。この場合においては、分割納付の各納付期限又は分割納入の各納入期限及び各納付期限ごとの納付金額又は各納入期限ごとの納入金額を定めるものとする。
  - 3 知事は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第4項の規定による申請による換価の猶予をした期間の延長（以下「申請による換価の猶予期間の延長」という。）をする場合には、当該申請による換価の猶予期間の延長に係る徴収金の納付又は納入については、当該申請による換価の猶予をする金額を当該申請による換価の猶予期間の延

長をする期間内の各月（知事がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の知事が指定する月）に分割して納付し、又は納入させるものとする。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

- 4 知事は、前2項の規定により申請による換価の猶予又は申請による換価の猶予期間の延長に係る徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合において、当該申請による換価の猶予又は申請による換価の猶予期間の延長を受けた者が分割納付の各納付期限ごとの納付金額を当該納付期限までに納付し、又は分割納入の各納入期限ごとの納入金額を当該納入期限までに納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、当該分割納付の各納付期限又は分割納入の各納入期限及び各納付期限ごとの納付金額又は各納入期限ごとの納入金額を変更することができる。

（申請による換価の猶予の申請手続等）

**第17条** 法第15条の6の2第1項の条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 当該申請による換価の猶予に係る徴収金を一時に納付し、又は納入することによりその事業の継続又はその生活の維持が困難となる事情の詳細
  - (2) 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、種類、納期限及び金額
  - (3) 前号の金額のうち納付又は納入が困難である金額
  - (4) 当該申請による換価の猶予を受けようとする期間
  - (5) 分割納付の各納付期限又は分割納入の各納入期限及び各納付期限ごとの納付金額又は各納入期限ごとの納入金額
  - (6) 当該申請による換価の猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、当該申請による換価の猶予を受けようとする期間が3月を超える場合にあっては、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人による保証である場合にあっては、当該保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情がある場合にあっては、その事情）
- 2 法第15条の6の2第1項及び第2項の条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- (1) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
  - (2) 当該申請による換価の猶予又は申請による換価の猶予期間の延長を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
  - (3) 当該申請による換価の猶予又は申請による換価の猶予期間の延長を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、当該申請による換価の猶予又は申請による換価の猶予期間の延長を受けようとする期間が3月を超える場合にあっては、政令第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類
- 3 法第15条の6の2第2項の条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 当該申請による換価の猶予期間の延長を受けようとする徴収金の年度、種類、納期限及び金額
  - (2) 申請による換価の猶予を受けた期間内に当該申請による換価の猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由
  - (3) 当該申請による換価の猶予期間の延長を受けようとする期間
  - (4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項
- 4 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項の条例で定める期間は、20日とする。

（申請による換価の猶予等に係る徴収金の分割納付又は分割納入の通知）

**第18条** 知事は、第16条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定によ

り分割納付の各納付期限又は分割納入の各納入期限及び各納付期限ごとの納付金額又は各納入期限ごとの納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付の各納付期限又は分割納入の各納入期限及び各納付期限ごとの納付金額又は各納入期限ごとの納入金額その他必要な事項を当該申請による換価の猶予又は申請による換価の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

- 2 知事は、第16条第4項の規定に基づき分割納付の各納付期限又は分割納入の各納入期限及び各納付期限ごとの納付金額又は各納入期限ごとの納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の分割納付の各納付期限又は分割納入の各納入期限及び各納付期限ごとの納付金額又は各納入期限ごとの納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

（担保を徴する必要がある場合）

**第19条** 法第16条第1項ただし書の条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 猶予に係る金額が100万円以下である場合
- (2) 猶予に係る期間が3月以内である場合
- (3) 担保を徴することができない特別の事情がある場合

**第20条から第22条まで** 削除

付則第22条の2の3第1項第3号及び第23条第1項中「第2条第14項」を「第2条第16項」に改める。

**附 則**

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、付則第22条の2の3第1項第3号及び第23条第1項の改正規定は、規則で定める日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の高知県税条例（以下「新条例」という。）第11条から第13条まで及び第19条（地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請される新法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用し、施行日前に申請された同号に掲げる規定による改正前の地方税法（次項において「旧法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。
- 3 新条例第14条及び第15条並びに第19条（新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、施行日前にされた旧法第15条の5第1項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。
- 4 新条例第16条から第18条まで及び第19条（新法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同項に規定する納期限が到来する徴収金について適用する。

高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第18号**

**高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例**

高知県の事務処理の特例に関する条例（平成12年高知県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条の表23の項中「津野町」を「日高村、津野町」に改め、同表24の項ア中「2ヘクタール」を「4ヘクタール」に改め、同表24の項イ中「に係る高知県農業会議の意見の聴取」を「の申請に付された農業委員会の意見の受理」に改め、同表24の項ウ中「第4条第4項」を「第4条第7項」に改め、同表24の項エ中「第4条第5項」を「第4条第8項」に、「2ヘクタール」を「4ヘクタール」に改め、同表24の項オ中「第4条第6項において準用する同条第3項」を「第4条第9項」に、「高知県農業会議」を「農業委員会」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の高知県の事務処理の特例に関する条例（次項において「新条例」という。）第2条の表23の項の左欄に掲げる事務に係る水道法（昭和32年法律第177号）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に同法の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては日高村長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における同法の規定の適用については、日高村長がした処分その他の行為又は日高村長に対してなされた申請その他の行為とみなす。
- 3 この条例の施行の際新条例第2条の表24の項の左欄に掲げる事務（同一の事業の目的に供するための2ヘクタールを超え4ヘクタールまでの農地の転用に係るもの（2以上の市町村の区域にわたるものを除く。）に限る。）に係る農地法（昭和27年法律第229号）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に同法の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表24の項の右欄に掲げる町の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における同法の規定の適用については、当該町の長がした処分その他の行為又は当該町の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。



高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成28年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第19号

高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

高知県住民基本台帳法施行条例（平成14年高知県条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表第1中2の項から6の項までを削り、7の項を2の項とし、8の項を3の項とし、9の項を4の項とし、10の項を5の項とし、11の項を6の項とし、12の項を7の項とし、13の項を8の項とし、同項の次に次のように加える。

9 県が実施する特定疾患治療研究事業に伴う特定疾患医療受給者証の交付の申請又は特定疾患医療受給者の氏名等の変更の届出に係る事実についての審査

別表第1中14の項を10の項とし、15の項を11の項とし、16の項を12の項とし、17の項を13の項とし、18の項を14の項とし、19の項を15の項とし、同表20の項中「届出」を「届出

又は介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第113条の7第1項の規定による介護支援専門員の登録の申請」に改め、同項を同表16の項とし、同表中21の項を17の項とし、22の項を18の項とし、23の項を19の項とし、24の項を20の項とし、25の項を21の項とし、26の項を22の項とし、27の項を23の項とし、28の項を24の項とし、29の項を25の項とし、30の項を26の項とし、31の項を27の項とし、32の項を28の項とし、33の項を29の項とし、同表34の項中「人格のない社団等を」「法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの（以下この表において「人格のない社団等」という。）を」に、「35の項」を「31の項」に改め、同項を同表30の項とし、同表中35の項を31の項とし、36の項を32の項とし、37の項を33の項とし、38の項を34の項とし、39の項を35の項とし、同項の次に次のように加える。

36 道路法（昭和27年法律第180号）による負担金又は高知県税外収入金の延滞金徴収条例によるその延滞金の徴収に係る負担金若しくはその延滞金を納付すべき者若しくはその相続人又は負担金若しくはその延滞金を納付すべき法人（当該法人が合併した場合にあっては合併後存続する法人又は合併により設立された法人を、当該法人が分割した場合にあっては負担金若しくはその延滞金に係る納付義務を承継した法人又は当該納付義務を承継して設立された法人を含む。）の役員若しくは清算人の生存の事実又は氏名、生年月日若しくは住所の確認

別表第1中40の項を37の項とし、41の項を38の項とし、42の項を39の項とし、43の項を40の項とし、44の項を41の項とし、45の項を42の項とし、46の項を43の項とし、47の項を44の項とする。

別表第2中

監査委員	地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求に係る請求人の氏名又は住所の確認
------	---

を

監査委員	地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求に係る請求人の氏名又は住所の確認
人事委員会	地方公務員法（昭和25年法律第261号）第49条の2第1項の規定に基づく審査請求に係る事実についての審査

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。



高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第20号

高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例等の一部を改正する

**条例**

（高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例の一部改正）

**第1条** 高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例（平成20年高知県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第39条中「小学校」を「小学校、同法第49条の2の義務教育学校（前期課程に限る。）」に改める。

（公立学校職員の給与に関する条例の一部改正）

**第2条** 公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「、中学校」を「、中学校、義務教育学校」に改める。

第14条の3第1項第1号並びに第15条第1項及び第5項中「中学校」を「中学校、義務教育学校」に改める。

第16条第2項の表1の項中「又は中学校」を「、中学校又は義務教育学校」に改める。

第23条の2第1項中「中学校」を「中学校、義務教育学校」に改め、同条第3項中「必要と」を「必要があると」に改める。

別表第1備考1中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

別表第2の2中「又は中学校」を「、中学校又は義務教育学校」に改める。

（高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部改正）

**第3条** 高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第2に備考として次のように加える。

備考 この表において「中学生」とは、中学校の生徒その他これに準ずる者をいう。

（高知県暴力団排除条例の一部改正）

**第4条** 高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「中学校」を「中学校、同法第49条の2の義務教育学校（後期課程に限る。）」に改める。

**附 則**

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

高知県地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第21号**

**高知県地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例**

高知県地域医療再生臨時特例基金条例（平成21年高知県条例第77号）の一部を次のように改正する。

第5条に次のただし書を加える。

ただし、基金の一部を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するときは、この限りでない。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第22号**

**高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例**

高知県手数料徴収条例（平成12年高知県条例第5号）の一部を次のように改正する。第7条を次のように改める。

**第7条 削除**

第33条を次のように改める。

（農産物検査法に係る事務の手数料）

**第33条** 県は、農産物検査法（昭和26年法律第144号。以下この条において「法」という。）に係る次の表の左欄に掲げる事務につき、それぞれ同表の中欄に掲げる名称の手数料として、それぞれ同表の右欄に掲げる額の手数料を徴収する。

事務の内容	手数料の名称	金額
1 法第17条第2項の規定に基づく登録検査機関の登録の申請に対する審査	登録検査機関登録申請手数料	法第17条第1項各号に掲げる検査の区分ごとに15万円
2 法第18条第1項の規定に基づく登録検査機関の登録の更新の申請に対する審査	登録検査機関登録更新申請手数料	法第18条第3項において準用する法第17条第1項各号に掲げる検査の区分ごとに10,100円
3 法第19条第1項の規定に基づく登録検査機関の変更登録の申請に対する審査 ア 法第17条第4項第3号の農産物検査を行う農産物の種類の増加に係るもの イ 法第17条第4項第4号の登録の区分の増加に係るもの	登録検査機関変更登録申請手数料	3万円 15万円

第55条の3第1項の表を次のように改める。

事務の内容	手数料の名称	金額
1 法第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査 ア 新築する住宅 （ア）住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	

<p>条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による法第6条第1項第1号に掲げる基準（以下この表において「長期使用構造等認定基準」という。）への適合に係る技術的審査の結果（以下この表において「適合証」という。）が添付されているもの</p> <p>a 一戸建ての住宅（人の居住の用途以外の用途に供する部分を有しないものをいう。以下この表において同じ。）に係るもの</p> <p>(a) 床面積が100平方メートル以下の場合</p> <p>(b) 床面積が100平方メートルを超える場合</p> <p>b 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この表において同じ。）に係るもの</p> <p>(a) 戸数が1の場合</p> <p>(b) 戸数が2以上5以下の場合</p> <p>(c) 戸数が6以上10以下の場合</p> <p>(d) 戸数が11以上25以下の場合</p> <p>(e) 戸数が26以上50以下の場合</p> <p>(f) 戸数が51以上100以下の場合</p> <p>(g) 戸数が101以上200以下の場合</p> <p>(h) 戸数が201以上の場合</p> <p>(イ) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（以下この表におい</p>	<p>1戸につき1万円</p> <p>1戸につき12,000円</p> <p>12,000円</p> <p>8,000円に戸数に2,000円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>11,000円に戸数に2,000円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>23,000円に戸数に1,000円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>31,000円に戸数に1,000円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>4万円に戸数に900円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>58,000円に戸数に800円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>142,000円に戸数に400円を乗じて得た額を加算した額</p>	<p>て「設計住宅性能評価書」という。）が添付されているもの</p> <p>a 一戸建ての住宅に係るもの</p> <p>(a) 床面積が100平方メートル以下の場合</p> <p>(b) 床面積が100平方メートルを超える場合</p> <p>b 共同住宅等に係るもの</p> <p>(a) 戸数が1の場合</p> <p>(b) 戸数が2以上5以下の場合</p> <p>(c) 戸数が6以上10以下の場合</p> <p>(d) 戸数が11以上25以下の場合</p> <p>(e) 戸数が26以上50以下の場合</p> <p>(f) 戸数が51以上100以下の場合</p> <p>(g) 戸数が101以上200以下の場合</p> <p>(h) 戸数が201以上の場合</p> <p>(ウ) 適合証及び設計住宅性能評価書が添付されていないもの</p> <p>a 一戸建ての住宅に係るもの</p> <p>(a) 床面積が100平方メートル以下の場合</p> <p>(b) 床面積が100平方メートルを超える場合</p> <p>b 共同住宅等に係るもの</p> <p>(a) 戸数が1の場合</p> <p>(b) 戸数が2以上5以下の場合</p> <p>(c) 戸数が6以上10以下の場合</p>	<p>1戸につき16,000円</p> <p>1戸につき2万円</p> <p>2万円</p> <p>8,000円に戸数に1万円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>23,000円に戸数に7,000円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>5万円に戸数に5,000円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>5万円に戸数に5,000円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>141,000円に戸数に3,200円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>239,000円に戸数に3,000円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>304,000円に戸数に2,700円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>1戸につき48,000円</p> <p>1戸につき59,000円</p> <p>59,000円</p> <p>36,000円に戸数に15,000円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>48,000円に戸数に13,000円を乗じて得た額を加算した額</p>
---	--	---	--

<p>(d) 戸数が11以上25以下の場合</p> <p>(e) 戸数が26以上50以下の場合</p> <p>(f) 戸数が51以上100以下の場合</p> <p>(g) 戸数が101以上200以下の場合</p> <p>(h) 戸数が201以上の場合</p>	<p>76,000円に戸数に11,000円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>79,000円に戸数に11,000円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>18万円に戸数に9,000円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>199,000円に戸数に9,000円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>698,000円に戸数に7,000円を乗じて得た額を加算した額</p>	<p>(イ) 適合証が添付されていないもの</p> <p>a 一戸建ての住宅に係るもの</p> <p>(a) 床面積が100平方メートル以下の場合</p> <p>(b) 床面積が100平方メートルを超える場合</p> <p>b 共同住宅等に係るもの</p> <p>(a) 戸数が1の場合</p> <p>(b) 戸数が2以上5以下の場合</p> <p>(c) 戸数が6以上10以下の場合</p> <p>(d) 戸数が11以上25以下の場合</p> <p>(e) 戸数が26以上50以下の場合</p> <p>(f) 戸数が51以上100以下の場合</p> <p>(g) 戸数が101以上200以下の場合</p> <p>(h) 戸数が201以上の場合</p>	<p>1戸につき7万円</p> <p>1戸につき87,000円</p> <p>87,000円</p> <p>49,000円に戸数に23,000円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>72,000円に戸数に19,000円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>116,000円に戸数に16,000円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>125,000円に戸数に16,000円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>289,000円に戸数に13,000円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>34万円に戸数に13,000円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>746,000円に戸数に11,000円を乗じて得た額を加算した額</p>
<p>イ 増築し、又は改築する住宅</p> <p>(ア) 適合証が添付されているもの</p> <p>a 一戸建ての住宅に係るもの</p> <p>(a) 床面積が100平方メートル以下の場合</p> <p>(b) 床面積が100平方メートルを超える場合</p> <p>b 共同住宅等に係るもの</p> <p>(a) 戸数が1の場合</p> <p>(b) 戸数が2以上5以下の場合</p> <p>(c) 戸数が6以上10以下の場合</p> <p>(d) 戸数が11以上25以下の場合</p> <p>(e) 戸数が26以上50以下の場合</p> <p>(f) 戸数が51以上100以下の場合</p> <p>(g) 戸数が101以上200以下の場合</p> <p>(h) 戸数が201以上の場合</p>	<p>1戸につき14,000円</p> <p>1戸につき18,000円</p> <p>18,000円</p> <p>12,000円に戸数に3,000円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>21,000円に戸数に2,400円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>28,500円に戸数に1,700円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>39,000円に戸数に1,600円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>51,000円に戸数に1,400円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>8万円に戸数に1,200円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>204,000円に戸数に600円を乗じて得た額を加算した額</p>	<p>2 法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請(法第9条第1項の規定による譲受人を決定した場合におけるものを除く。)に対する審査</p> <p>ア 新築する住宅</p> <p>(ア) 長期使用構造等認定基準に係る変更を含むもの</p> <p>a 適合証が添付されているもの</p> <p>(a) 一戸建ての住宅に係るもの</p> <p>i 床面積が100平方メートル以下の場合</p> <p>ii 床面積が100平方メートルを超える場合</p> <p>(b) 共同住宅等に係るもの</p>	<p>長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料</p> <p>1戸につき5,000円</p> <p>1戸につき6,000円</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>i 戸数が1の場合</li> <li>ii 戸数が2以上5以下の場合</li>   <li>iii 戸数が6以上10以下の場合</li>   <li>iv 戸数が11以上25以下の場合</li>   <li>v 戸数が26以上50以下の場合</li>   <li>vi 戸数が51以上100以下の場合</li>   <li>vii 戸数が101以上200以下の場合</li>   <li>viii 戸数が201以上の場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>6,000円</li> <li>8,000円に戸数に2,000円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額</li> <li>11,000円に戸数に2,000円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額</li> <li>23,000円に戸数に1,000円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額</li> <li>31,000円に戸数に1,000円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額</li> <li>4万円に戸数に900円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額</li> <li>58,000円に戸数に800円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額</li> <li>142,000円に戸数に400円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>iii 戸数が6以上10以下の場合</li>   <li>iv 戸数が11以上25以下の場合</li>   <li>v 戸数が26以上50以下の場合</li>   <li>vi 戸数が51以上100以下の場合</li>   <li>vii 戸数が101以上200以下の場合</li>   <li>viii 戸数が201以上の場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>23,000円に戸数に7,000円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額</li> <li>5万円に戸数に5,000円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額</li> <li>5万円に戸数に5,000円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額</li> <li>141,000円に戸数に3,200円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額</li> <li>239,000円に戸数に3,000円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額</li> <li>304,000円に戸数に2,700円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1戸につき24,000円</li> <li>1戸につき29,500円</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>b 設計住宅性能評価書が添付されているもの <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 一戸建ての住宅に係るもの <ul style="list-style-type: none"> <li>i 床面積が100平方メートル以下の場合</li> <li>ii 床面積が100平方メートルを超える場合</li> </ul> </li> <li>(b) 共同住宅等に係るもの <ul style="list-style-type: none"> <li>i 戸数が1の場合</li> <li>ii 戸数が2以上5以下の場合</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1戸につき8,000円</li> <li>1戸につき1万円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1万円</li> <li>8,000円に戸数に1</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>c 適合証及び設計住宅性能評価書が添付されていないもの <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 一戸建ての住宅に係るもの <ul style="list-style-type: none"> <li>i 床面積が100平方メートル以下の場合</li> <li>ii 床面積が100平方メートルを超える場合</li> </ul> </li> <li>(b) 共同住宅等に係るもの <ul style="list-style-type: none"> <li>i 戸数が1の場合</li> <li>ii 戸数が2以上5以下の場合</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>29,500円</li> <li>36,000円に戸数に15,000円を乗じて得た額を加算した額に</li> </ul>	

<ul style="list-style-type: none"> <li>iii 戸数が6以上10以下の場合</li> <li>iv 戸数が11以上25以下の場合</li> <li>v 戸数が26以上50以下の場合</li> <li>vi 戸数が51以上100以下の場合</li> <li>vii 戸数が101以上200以下の場合</li> <li>viii 戸数が201以上の場合</li> </ul> <p>(イ) 長期使用構造等認定基準に係る変更を含まないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 一戸建ての住宅に係るもの <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 床面積が100平方メートル以下の場合</li> <li>(b) 床面積が100平方メートルを超える場合</li> </ul> </li> <li>b 共同住宅等に係るもの <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 戸数が1の場合</li> <li>(b) 戸数が2以上5以下の場合</li> </ul> </li> </ul>	<p>2分の1を乗じて得た額</p> <p>48,000円に戸数に13,000円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>76,000円に戸数に11,000円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>79,000円に戸数に11,000円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>18万円に戸数に9,000円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>199,000円に戸数に9,000円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>698,000円に戸数に7,000円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>1戸につき5,000円</p> <p>1戸につき6,000円</p> <p>6,000円</p> <p>8,000円に戸数に2,000円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(c) 戸数が6以上10以下の場合</li> <li>(d) 戸数が11以上25以下の場合</li> <li>(e) 戸数が26以上50以下の場合</li> <li>(f) 戸数が51以上100以下の場合</li> <li>(g) 戸数が101以上200以下の場合</li> <li>(h) 戸数が201以上の場合</li> </ul> <p>イ 増築し、又は改築する住宅</p> <p>(ア) 長期使用構造等認定基準に係る変更を含むもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 適合証が添付されているもの <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 一戸建ての住宅に係るもの <ul style="list-style-type: none"> <li>i 床面積が100平方メートル以下の場合</li> <li>ii 床面積が100平方メートルを超える場合</li> </ul> </li> <li>(b) 共同住宅等に係るもの <ul style="list-style-type: none"> <li>i 戸数が1の場合</li> <li>ii 戸数が2以上5以下の場合</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<p>た額</p> <p>11,000円に戸数に2,000円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>23,000円に戸数に1,000円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>31,000円に戸数に1,000円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>4万円に戸数に900円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>58,000円に戸数に800円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>142,000円に戸数に400円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>1戸につき7,000円</p> <p>1戸につき9,000円</p> <p>9,000円</p> <p>12,000円に戸数に3,000円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得</p>
--	---	--	--



iii 戸数が6以上10以下の場合	た額 21,000円に戸数に 2,400円を乗じて得 た額を加算した額に 2分の1を乗じて得 た額		19,000円を乗じて得 た額を加算した額に 2分の1を乗じて得 た額
iv 戸数が11以上25以下の場合	28,500円に戸数に 1,700円を乗じて得 た額を加算した額に 2分の1を乗じて得 た額	iv 戸数が11以上25以下の場合	116,000円に戸数に 16,000円を乗じて得 た額を加算した額に 2分の1を乗じて得 た額
v 戸数が26以上50以下の場合	39,000円に戸数に 1,600円を乗じて得 た額を加算した額に 2分の1を乗じて得 た額	v 戸数が26以上50以下の場合	125,000円に戸数に 16,000円を乗じて得 た額を加算した額に 2分の1を乗じて得 た額
vi 戸数が51以上100以下の場合	51,000円に戸数に 1,400円を乗じて得 た額を加算した額に 2分の1を乗じて得 た額	vi 戸数が51以上100以下の場合	289,000円に戸数に 13,000円を乗じて得 た額を加算した額に 2分の1を乗じて得 た額
vii 戸数が101以上200以下の場合	8万円に戸数に 1,200円を乗じて得 た額を加算した額に 2分の1を乗じて得 た額	vii 戸数が101以上200以下の場合	34万円に戸数に 13,000円を乗じて得 た額を加算した額に 2分の1を乗じて得 た額
viii 戸数が201以上の場合	204,000円に戸数に 600円を乗じて得た 額を加算した額に2 分の1を乗じて得た 額	viii 戸数が201以上の場合	746,000円に戸数に 11,000円を乗じて得 た額を加算した額に 2分の1を乗じて得 た額
b 適合証が添付されていないもの		(イ) 長期使用構造等認定基準に係る 変更を含まないもの	
(a) 一戸建ての住宅に係るもの		a 一戸建ての住宅に係るもの	1戸につき7,000円
i 床面積が100平方メートル以下の場合	1戸につき35,000円	(a) 床面積が100平方メートル以下の場合	1戸につき9,000円
ii 床面積が100平方メートルを超える場合	1戸につき43,500円	(b) 床面積が100平方メートルを超える場合	
(b) 共同住宅等に係るもの		b 共同住宅等に係るもの	9,000円
i 戸数が1の場合	43,500円	(a) 戸数が1の場合	12,000円に戸数に
ii 戸数が2以上5以下の場合	49,000円に戸数に 23,000円を乗じて得 た額を加算した額に 2分の1を乗じて得 た額	(b) 戸数が2以上5以下の場合	3,000円を乗じて得 た額を加算した額に 2分の1を乗じて得 た額
iii 戸数が6以上10以下の場合	72,000円に戸数に	(c) 戸数が6以上10以下の場合	21,000円に戸数に 2,400円を乗じて得

(d) 戸数が11以上25以下の場合	た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額 28,500円に戸数に1,700円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額
(e) 戸数が26以上50以下の場合	39,000円に戸数に1,600円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額
(f) 戸数が51以上100以下の場合	51,000円に戸数に1,400円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額
(g) 戸数が101以上200以下の場合	8万円に戸数に1,200円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額
(h) 戸数が201以上の場合	204,000円に戸数に600円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額
備考 左欄に掲げる「共同住宅等に係るもの」に係る事務につき、それぞれ右欄に掲げる額は、共同住宅等1棟についての額とする。	

第55条の6の次に次の1条を加える。

(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る事務の手数料)

**第55条の7** 県は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この条において「法」という。）に係る次の表の左欄に掲げる事務につき、それぞれ同表の中欄に掲げる名称の手数料として、それぞれ同表の右欄に掲げる額の手数料を徴収する。

事務の内容	手数料の名称	金額
1 法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査 ア エネルギーの使用の合理化等に関	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	

する法律第76条第1項に規定する登録建築物調査機関若しくは住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による法第30条第1項第1号に掲げる基準への適合に係る技術的審査の結果（以下1の項において「適合証」という。）又は同法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（以下この表において「設計住宅性能評価書」という。）が添付されているもの

(ア) 非住宅建築物（非住宅部分（法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この表において同じ。）を有する建築物（複合建築物（非住宅部分及び住宅部分（同項に規定する住宅部分をいう。）を有する建築物をいう。以下この表において同じ。）を除く。）をいう。以下この表において同じ。）に係るもの

- a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のとき。 1万円
- b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。 28,000円
- c 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。 83,000円
- d 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のとき。 13万円
- e 非住宅部分の床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。 165,000円
- f 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき。 206,000円

(イ) 一戸建ての住宅（非住宅部分を有しないものをいう。以下この表において同じ。）に係るもの

(ウ) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この表において同

1戸につき5,000円

<p>じ。)に係るもの</p> <p>a 住戸の部分(住宅の用途に供する部分から共用部分を除いた部分をいう。以下この表において同じ。)のみの場合</p> <p>(a) 戸数(申請に係る住戸の戸数に限る。以下1の項ア(ウ)aにおいて同じ。)が1のとき。</p> <p>(b) 戸数が2以上4以下のとき。</p> <p>(c) 戸数が5以上15以下のとき。</p> <p>(d) 戸数が16以上45以下のとき。</p> <p>(e) 戸数が46以上のとき。</p> <p>b 建築物全体又は建築物全体及び住戸の部分の場合</p> <p>(a) 住戸の部分に係るもの</p> <p>i 戸数が1のとき。</p> <p>ii 戸数が2以上4以下のとき。</p> <p>iii 戸数が5以上15以下のとき。</p> <p>iv 戸数が16以上45以下のとき。</p> <p>v 戸数が46以上のとき。</p> <p>(b) 共用部分に係るもの</p> <p>i 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のとき。</p> <p>ii 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。</p> <p>iii 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。</p> <p>iv 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のとき。</p> <p>v 共用部分の床面積の合計が1万平方メートル以上</p>	<p>5,000円</p> <p>1万円</p> <p>21,000円</p> <p>46,000円</p> <p>83,000円</p> <p>(a)に定める額と(b)に定める額との合計額</p> <p>5,000円</p> <p>1万円</p> <p>21,000円</p> <p>46,000円</p> <p>83,000円</p> <p>1万円</p> <p>28,000円</p> <p>83,000円</p> <p>13万円</p> <p>165,000円</p>	<p>25,000平方メートル未満のとき。</p> <p>vi 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき。</p> <p>(エ) 複合建築物に係るもの</p> <p>a 住戸の部分のみの場合</p> <p>b 非住宅部分のみの場合</p> <p>c 住戸の部分及び非住宅部分の場合</p> <p>(a) 住戸の部分に係るもの</p> <p>(b) 非住宅部分に係るもの</p> <p>d 建築物全体、建築物全体及び住戸の部分、建築物全体及び非住宅部分又は建築物全体、住戸の部分及び非住宅部分の場合</p> <p>(a) 住宅の用途に供する部分に係るもの</p> <p>(b) 非住宅部分に係るもの</p> <p>イ 適合証及び設計住宅性能評価書が添付されていないもの</p> <p>(ア) 非住宅建築物に係るもの</p> <p>a 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年<sup>経</sup>国<sup>産</sup>業<sup>省</sup>令第1号。以下この表において「省令」という。)第8条第1号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準による場合</p> <p>(a) 非住宅部分の床面積の合</p>	<p>206,000円</p> <p>戸数(申請に係る住戸の戸数に限る。)に応じ、それぞれア(ウ)aに定める額</p> <p>床面積の合計に応じ、それぞれア(ア)に定める額</p> <p>(a)に定める額と(b)に定める額との合計額</p> <p>戸数(申請に係る住戸の戸数に限る。)に応じ、それぞれア(ウ)aに定める額</p> <p>床面積の合計に応じ、それぞれア(ア)に定める額</p> <p>(a)に定める額と(b)に定める額との合計額</p> <p>戸数及び共用部分の床面積の合計に応じ、それぞれア(ウ)bに定める額</p> <p>床面積の合計に応じ、それぞれア(ア)に定める額</p> <p>233,000円</p>
--	--	---	---

計が300平方メートル未満のとき。							
(b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。	377,000円			(イ) 一戸建ての住宅に係るもの			
(c) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。	537,000円			a 床面積が200平方メートル未満のとき。		1戸につき35,000円	
(d) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のとき。	662,000円			b 床面積が200平方メートル以上のとき。		1戸につき39,000円	
(e) 非住宅部分の床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。	782,000円			(ウ) 共同住宅等に係るもの			
(f) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき。	892,000円			a 住戸の部分のみの場合			
b 省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準による場合				(a) 戸数(申請に係る住戸の戸数に限る。以下1の項イ(ウ)aにおいて同じ。)が1のとき。		39,000円	
(a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のとき。	89,000円			(b) 戸数が2以上4以下のとき。		71,000円	
(b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。	15万円			(c) 戸数が5以上15以下のとき。		118,000円	
(c) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。	242,000円			(d) 戸数が16以上45以下のとき。		201,000円	
(d) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のとき。	316,000円			(e) 戸数が46以上のとき。		288,000円	
(e) 非住宅部分の床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。	379,000円			b 建築物全体又は建築物全体及び住戸の部分の場合		(a)に定める額と(b)に定める額との合計額	
(f) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき。	445,000円			(a) 住戸の部分に係るもの			
				i 戸数が1のとき。		39,000円	
				ii 戸数が2以上4以下のとき。		71,000円	
				iii 戸数が5以上15以下のとき。		118,000円	
				iv 戸数が16以上45以下のとき。		201,000円	
				v 戸数が46以上のとき。		288,000円	
				(b) 共用部分に係るもの			
				i 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のとき。		112,000円	
				ii 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。		184,000円	
				iii 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。		287,000円	
				iv 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のとき。		368,000円	

v 共用部分の床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。 vi 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき。 (エ) 複合建築物に係るもの a 住戸の部分のみの場合  b 非住宅部分のみの場合 (a) 省令第8条第1号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準による場合 (b) 省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準による場合 c 住戸の部分及び非住宅部分の場合 (a) 住戸の部分に係るもの  (b) 非住宅部分に係るもの i 省令第8条第1号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準による場合 ii 省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準による場合 d 建築物全体、建築物全体及び住戸の部分、建築物全体及び非住宅部分又は建築物全体、住戸の部分及び非住宅部分の場合 (a) 住宅の用途に供する部分に係るもの  (b) 非住宅部分に係るもの i 省令第8条第1号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準による場合 ii 省令第8条第1号イ(2)	44万円  513,000円	戸数(申請に係る住戸の戸数に限る。)に応じ、それぞれイ(ウ) a に定める額  床面積の合計に応じ、それぞれイ(ア) a に定める額 床面積の合計に応じ、それぞれイ(ア) b に定める額 (a)に定める額と(b)に定める額との合計額 戸数(申請に係る住戸の戸数に限る。)に応じ、それぞれイ(ウ) a に定める額  床面積の合計に応じ、それぞれイ(ア) a に定める額 床面積の合計に応じ、それぞれイ(ア) b に定める額 (a)に定める額と(b)に定める額との合計額  戸数及び共用部分の床面積の合計に応じ、それぞれイ(ウ) b に定める額  床面積の合計に応じ、それぞれイ(ア) a に定める額 床面積の合計に応じ、	及びロ(2)に掲げる基準による場合  2 法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査  3 法第36条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査 ア エネルギーの使用の合理化等に関する法律第76条第1項に規定する登録建築物調査機関若しくは住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準への適合に係る技術的審査の結果(以下この表において「適合証」という。)又は同法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書(以下この表において「建設住宅性能評価書」という。)が添付されているもの (ア) 非住宅建築物に係るもの a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のとき。 b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。 c 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。 d 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のとき。 e 非住宅部分の床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。 f 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき。	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料  基準適合認定建築物認定申請手数料	それぞれイ(ア) b に定める額  当該変更の認定の申請を建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請とみなした場合における1の項に定める額に2分の1を乗じて得た額  1万円 28,000円 83,000円 13万円 165,000円 206,000円
---	----------------------	---	--	---	---

(イ) 一戸建ての住宅に係るもの (ウ) 共同住宅等に係るもの	1戸につき5,000円 a に定める額とbに定める額との合計額	a 省令第1条第1項第1号イに掲げる基準による場合	
a 住戸の部分に係るもの (a) 戸数が1のとき。 (b) 戸数が2以上4以下のとき。 (c) 戸数が5以上15以下のとき。 (d) 戸数が16以上45以下のとき。 (e) 戸数が46以上のとき。 b 共用部分に係るもの (a) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のとき。 (b) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。 (c) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。 (d) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のとき。 (e) 共用部分の床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。 (f) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき。 (エ) 複合建築物に係るもの a 住宅の用途に供する部分に係るもの b 非住宅部分に係るもの イ 適合証及び建設住宅性能評価書が添付されていないもの (ア) 非住宅建築物に係るもの	5,000円 1万円 21,000円 46,000円 83,000円 1万円 28,000円 83,000円 13万円 165,000円 206,000円 a に定める額とbに定める額との合計額 戸数及び共用部分の床面積の合計に応じ、それぞれア(ウ)に定める額 床面積の合計に応じ、それぞれア(ア)に定める額	(a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のとき。 (b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。 (c) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。 (d) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のとき。 (e) 非住宅部分の床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。 (f) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき。 b 省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準による場合 (a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のとき。 (b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。 (c) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。 (d) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のとき。 (e) 非住宅部分の床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。	233,000円 377,000円 537,000円 662,000円 782,000円 892,000円 89,000円 15万円 242,000円 316,000円 379,000円

<p>(f) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき。</p> <p>(イ) 一戸建ての住宅に係るもの</p> <p>a 省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準による場合</p> <p>(a) 床面積が200平方メートル未満のとき。 1戸につき35,000円</p> <p>(b) 床面積が200平方メートル以上のとき。 1戸につき39,000円</p> <p>b 省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準による場合</p> <p>(a) 床面積が200平方メートル未満のとき。 1戸につき18,000円</p> <p>(b) 床面積が200平方メートル以上のとき。 1戸につき2万円</p> <p>(ウ) 共同住宅等に係るもの</p> <p>a 住戸の部分に係るもの</p> <p>(a) 省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準による場合</p> <p>i 戸数が1のとき。 39,000円</p> <p>ii 戸数が2以上4以下のとき。 71,000円</p> <p>iii 戸数が5以上15以下のとき。 118,000円</p> <p>iv 戸数が16以上45以下のとき。 201,000円</p> <p>v 戸数が46以上のとき。 288,000円</p> <p>(b) 省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準による場合</p> <p>i 戸数が1のとき。 2万円</p> <p>ii 戸数が2以上4以下のとき。 34,000円</p> <p>iii 戸数が5以上15以下のとき。 59,000円</p> <p>iv 戸数が16以上45以下のとき。 106,000円</p> <p>v 戸数が46以上のとき。 16万円</p> <p>b 共用部分に係るもの</p> <p>(a) 共用部分の床面積の合計</p>	<p>445,000円</p> <p>aに定める額とbに定める額との合計額</p>	<p>が300平方メートル未満のとき。</p> <p>(b) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。</p> <p>(c) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。</p> <p>(d) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のとき。</p> <p>(e) 共用部分の床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。</p> <p>(f) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき。</p> <p>(エ) 複合建築物に係るもの</p> <p>a 住宅の用途に供する部分に係るもの</p> <p>(a) 住戸の部分に係るもの</p> <p>i 省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準による場合</p> <p>ii 省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準による場合</p> <p>(b) 共用部分に係るもの</p> <p>b 非住宅部分に係るもの</p> <p>(a) 省令第1条第1項第1号イに掲げる基準による場合</p> <p>(b) 省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準による場合</p>	<p>184,000円</p> <p>287,000円</p> <p>368,000円</p> <p>44万円</p> <p>513,000円</p> <p>aに定める額とbに定める額との合計額</p> <p>(a)に定める額と(b)に定める額との合計額</p> <p>戸数に応じ、それぞれイ(ウ) a(a)に定める額</p> <p>戸数に応じ、それぞれイ(ウ) a(b)に定める額</p> <p>床面積の合計に応じ、それぞれイ(ウ) bに定める額</p> <p>床面積の合計に応じ、それぞれイ(ア) aに定める額</p> <p>床面積の合計に応じ、それぞれイ(ア) bに定める額</p>	<p>備考 左欄に掲げる「非住宅建築物に係るもの」、「共同住宅等に係るもの」又は「複合建築物に係るもの」に係る事務につき、それぞれ右欄に掲げる額は、非住宅建築物1棟、共同住宅等1棟又は複合建築物1棟についての額とする。</p>
---	---	--	--	---

2 前項の手数料を徴収する場合において、法第30条第2項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき法第29条第1項の規定による認定の申請をする者のうち、当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出た者にあつては、前項の手数料の額に高知県建築基準法施行条例第21条の規定による建築物に関する確認申請手数料の額、同条例第21条の2の規定による建築物に関する構造計算適合性判定手数料の額並びに同条例第22条第1項の規定による建築設備及び工作物に関する確認申請手数料の額に相当する額を加えるものとする。この場合において、同条例第21条の2第1項中「法第77条の35の21第1項の規定により知事が法第6条の3第1項の規定による構造計算適合性判定（同項に規定する構造計算適合性判定をいう。以下この条において同じ。）を行う場合において、法」とあるのは「法」と、「が構造計算適合性判定」とあるのは「が構造計算適合性判定（法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定をいう。以下この条において同じ。））」と、同条第2項中「法第77条の35の21第1項の規定により知事が構造計算適合性判定を行う場合において、法」とあるのは「法」と読み替えるものとする。

第59条及び第60条中「及び第55条の6」を「、第55条の6」に、「手数料のうち」を「手数料及び第55条の7の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る事務の手数料のうち」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- この条例は、平成28年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- この条例の施行後においてこの条例による改正前の高知県手数料徴収条例第7条の規定により納付すべき手数料については、なお従前の例による。

高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第23号

##### 高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成20年高知県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中「10万分の44」を「10万分の41」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

高知県興行場法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第24号

##### 高知県興行場法施行条例の一部を改正する条例

高知県興行場法施行条例（昭和59年高知県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第8号ウ中「は、原則として同数とする」を「の割合は、興行場の業種、規模及

び用途並びに男女別の入場者数等を考慮したものとし、待ち時間の男女均等化が図られるようにする」に改め、同条第9号を次のように改める。

（9）喫煙室を設ける場合は、次の要件を満たすものであること。

- 観覧室外であること。
- 出入口から離れた場所にあること。
- 喫煙室以外の場所とは、隔壁等により区画すること。
- 適当な数の灰皿等を備えること。
- 適当な換気設備を有すること。

第9条中「、野外の興行場等特殊な理由がある場合には」を削る。

#### 附 則

（施行期日）

- この条例は、平成28年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- この条例による改正後の高知県興行場法施行条例第4条の規定は、この条例の施行の際現に設置されている興行場については、適用しない。

高知県理容師法施行条例及び高知県美容師法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第25号

##### 高知県理容師法施行条例及び高知県美容師法施行条例の一部を改正する条例

（高知県理容師法施行条例の一部改正）

第1条 高知県理容師法施行条例（平成12年高知県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「定めること。」を「定める措置」に改める。

第5条第2号中「理容」を「理容（理容所と同一の場所で現に美容所（美容師法（昭和32年法律第163号）第2条第3項に規定する美容所をいう。）が開設されている場合（第4号において「重複開設の場合」という。）にあつては、理容及び美容（同条第1項に規定する美容をいう。）次号において同じ。））」に改め、同条第4号中「理容椅子」を「理容椅子（鏡と対面する作業用椅子をいう。以下この号において同じ。）」（重複開設の場合にあつては、理容椅子又はセット用椅子（高知県美容師法施行条例（平成12年高知県条例第14号）第5条第4号に規定するセット用椅子をいう。））」に改め、同条第6号中「定めるもののほか」を「掲げるもののほか」に、「定めること。」を「定める措置」に改める。

（高知県美容師法施行条例の一部改正）

第2条 高知県美容師法施行条例（平成12年高知県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「定めること。」を「定める措置」に改める。

第5条第2号中「美容」を「美容（美容所と同一の場所で現に理容所（理容師法（昭和22年法律第234号）第1条の2第3項に規定する理容所をいう。）が開設されている場合（第4号において「重複開設の場合」という。）にあつては、美容及び理容（同条第1項に規定する理容をいう。）次号において同じ。））」に改め、同条第4号中「をいう。」を「をいう。以下この号において同じ。）」（重複開設の場合にあつては、セッ



ト用椅子又は理容椅子（高知県理容師法施行条例（平成12年高知県条例第13号）第5条第4号に規定する理容椅子をいう。）に改め、同条第6号中「定めること。」を「定める措置」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

高知県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第26号

##### 高知県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

**第1条** 高知県介護保険法関係手数料徴収条例（平成18年高知県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「次条第1項において」を「以下」に改める。

第6条第1項中「21,000円」を「49,000円」に改める。

第8条の2第1項中「21,000円」を「30,000円」に改める。

第8条の4第1項第1号中「20時間」を「32時間」に、「12,000円」を「23,000円」に改め、同項第2号中「33時間」を「44時間」に、「12,000円」を「21,000円」に改め、同項第3号中「44時間」を「56時間」に、「21,000円」を「29,000円」に改める。

第8条の5の次に次の4条を加える。

（主任介護支援専門員研修事務手数料）

**第8条の6** 政令第37条の15及び省令第140条の68第1項第1号の規定に基づく研修（以下「主任介護支援専門員研修」という。）を受けようとする者は、1件につき42,000円の主任介護支援専門員研修事務手数料を県に納付しなければならない。

2 主任介護支援専門員研修事務手数料は、これを納付した者が主任介護支援専門員研修を受けなかった場合においても、還付しない。

3 主任介護支援専門員研修事務手数料は、主任介護支援専門員研修に係る申請書の提出と同時に納付しなければならない。

（主任介護支援専門員研修に係る指定研修実施機関）

**第8条の7** 第7条第1項に規定する指定研修実施機関が行う主任介護支援専門員研修を受けようとする者は、前条第1項の主任介護支援専門員研修事務手数料を当該指定研修実施機関に納付しなければならない。

2 前項の規定により指定研修実施機関に納付された主任介護支援専門員研修事務手数料は、当該指定研修実施機関の収入とする。

（主任介護支援専門員更新研修事務手数料）

**第8条の8** 政令第37条の15及び省令第140条の68第1項第2号の規定に基づく研修（以下「主任介護支援専門員更新研修」という。）を受けようとする者は、1件につき33,000円の主任介護支援専門員更新研修事務手数料を県に納付しなければならない。

2 主任介護支援専門員更新研修事務手数料は、これを納付した者が主任介護支援専門員更新研修を受けなかった場合においても、還付しない。

3 主任介護支援専門員更新研修事務手数料は、主任介護支援専門員更新研修に係る申請書の提出と同時に納付しなければならない。

（主任介護支援専門員更新研修に係る指定研修実施機関）

**第8条の9** 第7条第1項に規定する指定研修実施機関が行う主任介護支援専門員更新研修を受けようとする者は、前条第1項の主任介護支援専門員更新研修事務手数料を当該指定研修実施機関に納付しなければならない。

2 前項の規定により指定研修実施機関に納付された主任介護支援専門員更新研修事務手数料は、当該指定研修実施機関の収入とする。

**第2条** 高知県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

第8条の4第1項第2号中「44時間」を「54時間」に、「21,000円」を「30,000円」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第1条中高知県介護保険法関係手数料徴収条例第8条の2第1項の改正規定及び第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

高知県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例及び高知県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第27号

##### 高知県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例及び高知県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

（高知県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

**第1条** 高知県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年高知県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第16条第3項中「第8条第23項」を「第8条第24項」に、「第8条第25項」を「第8条第26項」に、「同条第23項」を「同条第24項」に、「同条第24項」を「同条第25項」に改める。

（高知県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

**第2条** 高知県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年高知県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項第1号中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

高知県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第28号

##### 高知県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

高知県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年高知県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「第8条第23項」を「第8条第24項」に、「同条第23項」を「同条第24

項」に改め、同条第5項中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

第48条第12項中「第14項において「指定地域密着型サービス基準」という。）を「以下この条において「指定地域密着型サービス基準」という。）第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所若しくは指定地域密着型サービス基準」に改め、同条第14項中「第44条に定める」を「第44条に規定する」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

高知県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び高知県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第29号

##### 高知県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び高知県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

（高知県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

**第1条** 高知県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年高知県条例第8号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第5款 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1目 趣旨及び基本方針（第117条・第118条）

第2目 人員に関する基準（第119条・第120条）

第3目 設備に関する基準（第121条・第122条）

第4目 運営に関する基準（第123条―第134条）

を

「第5款 削除

に改める。

第3条第5号中「、第119条、第120条」を削り、同条第6号中「第122条第1項（専用の部屋に係る部分に限る。）及び第2項、」を削り、同条第7号中「、第134条」及び「（第134条において読み替えて準用する場合を含む。）」、第123条第1項」を削り、同条第8号中「第121条及び」を削る。

第102条第1項第3号中「（次項において「提供単位時間数」という。）」を削り、「次項において同じ」を「第104条第2項第1号において同じ」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項第3号」を「前項第3号」に改め、「（前項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。以下この条において同じ。）」を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項中「及び第2項」を削り、同項を同条第3項とし、同条第5項中「前各項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第6項を第5項とし、第7項を第6項とし、第8項を第7項とする。

第104条第2項第1号ア中「利用定員」を「当該指定通所介護事業所の利用定員（当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者

の数の上限をいう。次款において同じ。）」に改め、同条第4項中「。第122条第4項において同じ」を削る。

第2章第7節第5款を次のように改める。

#### 第5款 削除

#### 第117条から第134条まで 削除

第135条第1項第3号中「（次項において「提供単位時間数」という。）」を削り、「次項において同じ」を「第137条第2項第1号において同じ」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項第3号」を「前項第3号」に改め、「（前項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項において同じ。）」を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項中「及び第2項」を削り、同項を同条第3項とし、同条第5項中「前各項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とし、同条第7項を同条第6項とする。

第137条第2項第1号ア中「利用定員」を「当該基準該当通所介護事業所の利用定員（当該基準該当通所介護事業所において同時に基準該当通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）」に改める。

第185条中「、指定通所介護事業所」を「、指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）」に改める。

第250条第3項中「及び指定地域密着型サービス基準第41条に規定する指定認知症対応型通所介護」を「、指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。次項第3号において同じ。）及び指定認知症対応型通所介護（指定地域密着型サービス基準第41条に規定する指定認知症対応型通所介護をいう。第6項において同じ。）」に改め、同条第4項中「指定訪問介護、指定訪問看護及び指定通所介護」を「次に掲げる事業」に改め、同項に次の各号を加える。

（1） 指定訪問介護

（2） 指定訪問看護

（3） 指定通所介護又は指定地域密着型通所介護

（高知県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例の一部改正）

**第2条** 高知県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例（平成25年高知県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項ただし書中「（平成18年厚生労働省令第34号）」を「（平成18年厚生労働省令第34号。以下この項及び第7節において「指定地域密着型サービス基準」という。）」に、「同令」を「指定地域密着型サービス基準」に改め、同条第6項中「場合については」を「場合については、高知県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び高知県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（平成28年高知県条例第29号）第1条の規定による一部改正がされたものとした場合における」に、「「旧指定居宅サービス等基準条例」」を「「改正後の旧指定居宅サービス等基準条例」」に改める。

第100条第1項第3号中「指定通所介護事業者をいう。以下同じ」を「指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下この節において「指定通所介護事業者等」という）に、「指定通所介護をいう。以下同じ」を「指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第19条に

規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下この節において「指定通所介護等」という）に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、同条第8項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に、「旧指定居宅サービス等基準条例第102条第1項から第7項まで」を「改正後の旧指定居宅サービス等基準条例第102条第1項から第6項まで又は指定地域密着型サービス基準第20条第1項から第7項まで」に改める。

第102条第5項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に、「第104条第1項から第3項まで」を「第104条第1項から第3項まで又は指定地域密着型サービス基準第22条第1項から第3項まで」に改める。

第116条第7項中「旧指定居宅サービス等基準条例第135条第1項から第6項まで」を「改正後の旧指定居宅サービス等基準条例第135条第1項から第5項まで」に改める。

第237条第2項中「指定居宅サービス事業者」を「指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者」に改め、同条第3項中「指定通所介護」を「指定通所介護、指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。次項第2号において同じ。）」に、「指定地域密着型介護予防サービス基準第4条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護」を「指定介護予防認知症対応型通所介護（指定地域密着型介護予防サービス基準第4条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。第6項において同じ。）」に改め、同条第4項第2号中「指定通所介護」を「指定通所介護若しくは指定地域密着型通所介護」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

高知県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第30号

##### 高知県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

高知県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例（平成21年高知県条例第57号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の見出しを「（この条例の失効等）」に改め、同項中「の廃止の際に」を「は、平成28年6月30日限り、その効力を失う。」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第31号

##### 高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

（高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

**第1条** 高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年高知県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第53条第2項中「小学校」を「小学校、義務教育学校（前期課程に限る。）」に改める。

第63条の見出し中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に改め、同条中「指定通所介護事業者を」を「指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者を）」に、「以下この条において同じ。）を提供する」を「」又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下この条において「指定通所介護等」という。）を提供する」に、「当該指定通所介護を」を「当該指定通所介護等を」に、「指定通所介護事業所をいう。以下この条において同じ」を「指定通所介護事業所をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下この条において「指定通所介護事業所等」という）に、「当該指定通所介護事業所については」を「当該指定通所介護事業所等については」に改め、同条第1号中「当該指定通所介護事業所」を「当該指定通所介護事業所等」に、「第95条第2項第1号」を「第95条第2項第1号又は指定地域密着型サービス基準第22条第2項第1号」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に改め、同条第2号中「当該指定通所介護事業所」を「当該指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に改め、同条第3号中「指定通所介護」を「指定通所介護等」に改める。

第63条の2中「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下この条において「指定地域密着型サービス基準」という。）」を「指定地域密着型サービス基準」に改め、同条第1号中「通いサービス、」を「通いサービス、指定障害福祉サービス基準条例第154条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス基準条例第164条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」に改め、「又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号。以下この条において「特区省令」という。）第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、同条第2号中「通いサービス、」を「通いサービス、指定障害福祉サービス基準条例第154条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス基準条例第164条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」に改め、「又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、「をいう」を「をいう。以下この号において同じ」に改め、同条第4号中「通いサービス、」を「通いサービス、指定障害福祉サービス基準条例第154条の2の規定によ

り基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス基準条例第164条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」に改め、「又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削る。

（高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

**第2条** 高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年高知県条例第15号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第155条」を「一第155条」に、「・第165条」を「一第165条」に改める。

第3条第1号中「第164条第3号」を「第154条の2第4号、第164条第3号、第164条の2第4号」に改め、同条第4号中「第114条第2号」を「第114条第2号、第154条の2第2号、第164条の2第2号」に改める。

第99条第1号中「以下同じ。」であって」を「」又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）であって」に、「以下同じ。）を提供する」を「」又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）

（以下「指定通所介護等」という。）を提供する」に改め、同条第2号中「以下同じ。）の食堂」を「」又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。）の食堂」に、「第95条第2項第1号」を「第95条第2項第1号又は指定地域密着型サービス基準第22条第2項第1号」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、同条第3号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改める。

第100条中「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）」を「指定地域密着型サービス基準」に、「第114条第1号において同じ」を「以下同じ」に改め、同条第1号中「登録者をいう」を「登録者をいう。以下同じ」に、「通いサービス、」を「通いサービス、第154条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第164条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」に改め、「又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省令」という。）第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、同条第2号中「通いサービス、」を「通いサービス、第154条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第164条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」に改め、「又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス若しくは第164条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」に改め、「又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削る。

第114条第1号中「通いサービス、」を「通いサービス、第154条の2の規定により基

準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第164条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」に改め、「又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、同条第2号中「を利用する者」を「の利用者」に、「通いサービスの利用定員」を「通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数並びに第100条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第154条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第164条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は障害児通所支援基準条例第63条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは障害児通所支援基準条例第83条において読み替えて準用する障害児通所支援基準条例第63条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数を合計した数の1日当たりの上限をいう。）」に改める。

第154条第1号中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に改め、同条第2号及び第3号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改める。

第154条の次に次の1条を加える。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

**第154条の2** 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難である障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（機能訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（機能訓練）事業所とみなすものとする。この場合においては、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

（1） 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第100条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第164条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は障害児通所支援基準条例第63条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは障害児通所支援基準条例第83条において読み替えて準用する障害児通所支援基準条例第63条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数を合計した数の上限をいう。次号において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）以下とすること。

（2） 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第100条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第164条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は障害児通所支援基準条例第63条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは障害児通所支援基準条例第83条において読み替えて準用する障害児通所

支援基準条例第63条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数を合計した数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、次の表の左欄に掲げる登録定員に応じ、それぞれ同表の右欄に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

(3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に發揮することができる適当な広さを有すること。

(4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を、通いサービスの利用者の数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第100条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第164条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は障害児通所支援基準条例第63条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは障害児通所支援条例第83条において読み替えて準用する障害児通所支援条例第63条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数を合計した数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条又は第171条に規定する基準を満たしていること。

(5) この条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第164条第1号中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に改め、同条第2号及び第3号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改める。

第164条の次に次の1条を加える。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

**第164条の2** 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難である障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（生活訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（生活訓練）事業所とみなすものとする。この場合においては、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第100条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第154条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は障害児通所支援基準条例第63条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは障害児通所支援基準条例第83条において読み替えて準用する障害児通所支援基準条例第63条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数を合計した数の上限をいう。次号において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）以下とすること。

(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第100条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第154条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は障害児通所支援基準条例第63条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは障害児通所支援基準条例第83条において読み替えて準用する障害児通所支援基準条例第63条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数を合計した数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、次の表の左欄に掲げる登録定員に応じ、それぞれ同表の右欄に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

(3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に發揮することができる適当な広さを有すること。

(4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を、通いサービスの利用者の数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第100条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第154条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は障害児通所支援基準条例第63条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは障害児通所支援条例第83条において読み替えて準用する障害児通所支援条例第63条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数を合計した数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条又は第171条に規定す

る基準を満たしていること。

- (5) この条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

#### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第32号

##### 高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年高知県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第56条第2項第5号中「中学校」を「中学校、義務教育学校」に改める。

第62条第9号中「中学校」を「中学校、義務教育学校」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項第1号の指定は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）別表に定める教育内容に適合する学校又は施設について行うものとする。

第104条第8号中「中学校」を「中学校、義務教育学校」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項第3号の指定については、第62条第2項の規定を準用する。

#### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

高知県立消費生活センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第33号

##### 高知県立消費生活センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

高知県立消費生活センターの設置及び管理に関する条例（昭和47年高知県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「」第10条第3項を「。第4条において「法」という。）第10条の2第1項第1号に、「消費生活センター」を「消費生活センター（第4条において「消費生活センター」という。）」に改める。

第2条ただし書中「必要と」を「必要があると」に、「これを」を「休所日を」に改める。

第3条中「について」を「に関し」に改め、同条を第5条とする。

第2条の次に次の2条を加える。

（利用時間）

**第3条** センターの利用時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、消費生活相談の業務は、午前9時から午後4時45分までの間に行うものとする。

2 知事が必要があると認めた場合は、前項に規定する利用時間（消費生活相談の業務を行う時間を含む。）を変更することができる。

（消費生活センターの組織及び運営等に関する事項）

**第4条** 法第10条の2第1項の条例で定める消費生活センターの組織及び運営等に関する事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 知事は、消費生活センターを設置したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を告示すること。当該事項を変更したときも、同様とする。

ア 消費生活センターの名称及び住所

イ 法第10条の3第2項に規定する消費生活相談の事務を行う日及び時間

(2) 消費生活センターには、消費生活センターの事務を掌理する消費生活センター長及び消費生活センターの事務を行うために必要な職員を置くこと。

(3) 消費生活センターには、法第10条の3第1項の消費生活相談員資格試験（以下この号において「試験」という。）に合格した者（不当品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により試験に合格した者とみなされた者を含む。）又はこれと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると知事が認める者を消費生活相談員として置くこと。

(4) 消費生活センターは、当該消費生活センターにおいて法第8条第1項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保すること。

(5) 消費生活センターは、法第8条第1項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。

#### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第34号

##### 高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例（平成12年高知県条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第3条第1号」を「第2条第1号」に改める。

第6条中「第3条第2号」を「第2条第2号」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

高知県建築審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第35号

高知県建築審査会条例の一部を改正する条例

高知県建築審査会条例（昭和25年高知県条例第65号）の一部を次のように改正する。

第1条中「議事」を「議事、委員の任期」に改める。

第2条を次のように改める。

（定数）

第2条 委員の定数は、7人とする。

第7条中「について」を「に関し」に改め、同条を第8条とする。

第6条中「必要があるとき」を「必要があると認めるとき」に、「当事者」を「、当事者」に改め、同条を第7条とする。

第5条中「審査会」を「会議」に、「出席委員」を「出席した委員」に改め、同条を第6条とする。

第4条中「審査会」を「会議」に、「会議を開くこと」を「、議事を開き、及び議決をすること」に改め、同条を第5条とする。

第3条第1項中「は、会長が招集して」を「の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し」に改め、同条第2項中「一に」を「いずれかに」に、「審査会を」を「会議を」に改め、同項第2号を次のように改める。

（2）法第94条第1項前段の規定による審査請求がされた場合

第3条第3項中「審査会」を「会議」に改め、同条を第4条とする。

第2条の次に次の1条を加える。

（任期等）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。



高知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第36号

高知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

高知県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年高知県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中

野市風力発電所	香南市	250キロワット
大豊風力発電所	長岡郡大豊町	1,200キロワット

を

大豊風力発電所	長岡郡大豊町	1,200キロワット
---------	--------	------------

に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。



高知県立図書館協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第37号

高知県立図書館協議会条例の一部を改正する条例

高知県立図書館協議会条例（昭和25年高知県条例第69号）の一部を次のように改正する。

第3条中「5人」を「10人以内」に改める。

附 則

この条例は、平成28年5月1日から施行する。



高知県立武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第38号

高知県立武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

高知県立武道館の設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「備考6」を「備考6及び備考7」に改める。

別表第2備考6中「又は併用で」を「若しくは併用で」に改め、同表備考に次のように加える。

7 個人の一般の分館（弓道場）の1月単位の利用（一般である個人が1月単位で分館（弓道場）を利用することをいい、当該利用を開始する日又は終了する日が月の途中である場合におけるその月も1月とする。）に係る利用料金の基準額は、この表の規定にかかわらず、1人1月につき980円とする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。



高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第39号

高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例

高知県警察の設置及び定員に関する条例（昭和29年高知県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項の表中「75人」を「76人」に、「154人」を「155人」に、「439人」を「442人」に、「456人」を「458人」に、「472人」を「473人」に、「1,596人」を

「1,604人」に、「1,910人」を「1,918人」に改める。

**附 則**

この条例は、規則で定める日から施行する。